



R2/2/25 現在

八幡浜市地域強靱化計画

～ 「強さとしなやかさ」を備えた八幡浜市を目指して ～



令和2年〇〇月

八幡浜市

総務企画部 総務課 危機管理・原子力対策室

はじめに

本市は、これまで地域防災計画の見直しや市内全域における自主防災組織の結成など、防災体制の強化に努めてきました。また、国、県においても、過去の度重なる大災害から得られた教訓を踏まえ様々な対策が強化されてきました。

しかしながら、阪神・淡路大震災、東日本大震災、平成 30 年 7 月豪雨は想定を超える大規模自然災害は多大な人的・物的被害や復旧・復興の長期化をもたらし、国民の生活・経済に大きなダメージを与えました。

このような事態を避けるためには、『とにかく人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するための継続的な取組が重要』とされ、国において、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」という。）」が公布・施行されました。

また、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土強靱化に関する他の国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）」が策定され、愛媛県においても平成 28 年 3 月に「愛媛県地域強靱化計画」が策定されました。

本市においても、近い将来発生が予測されている南海トラフ地震により大きな被害を受けることが想定されており、これら大規模災害から市民の生命を守り被害を最小限に抑えるためには、国のみならず、地方公共団体や民間事業者、地域住民など、様々な関係者が連携・協力しながら国土強靱化に取り組むことが不可欠であることから、「八幡浜市地域強靱化計画」を策定しました。

今後は、八幡浜市地域強靱化計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、大規模自然災害等が発生しても最悪の事態に至らぬよう、強靱なまちづくりを計画的に進めていきます。

目次

第1章 国土強靱化の基本的な考え方.....	2
第1節 地域計画の目的.....	2
第2節 基本目標.....	2
第3節 地域計画の役割と位置付け.....	2
第4節 計画期間.....	3
第5節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針.....	3
第6節 基本的な進め方.....	3
第2章 対象とする災害と被害想定.....	4
第1節 本市の特性.....	4
第2節 対象とする自然災害.....	6
第3章 脆弱性評価.....	12
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）.....	12
第2節 脆弱性評価を行う施策分野.....	14
第3節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価.....	24
第4章 本計画の推進方針.....	47
第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針.....	47
第2節 計画の推進と不断の見直し.....	94
<<別紙>>用語解説.....	94

第1章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 地域計画の目的

近年、我が国では、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化、激甚化に晒されており、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な取組である国土強靱化を推進している。

本市においても、例年、台風や豪雨等により風水害、浸水害や土砂災害などの多くの災害が発生している。また、今後30年以内には、70%~80%の確率で南海トラフ地震も予測されていることから、本計画を策定し、危機に翻弄されることなく危機に打ち勝ち、その帰結として、地域の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境づくりを行う。

第2節 基本目標

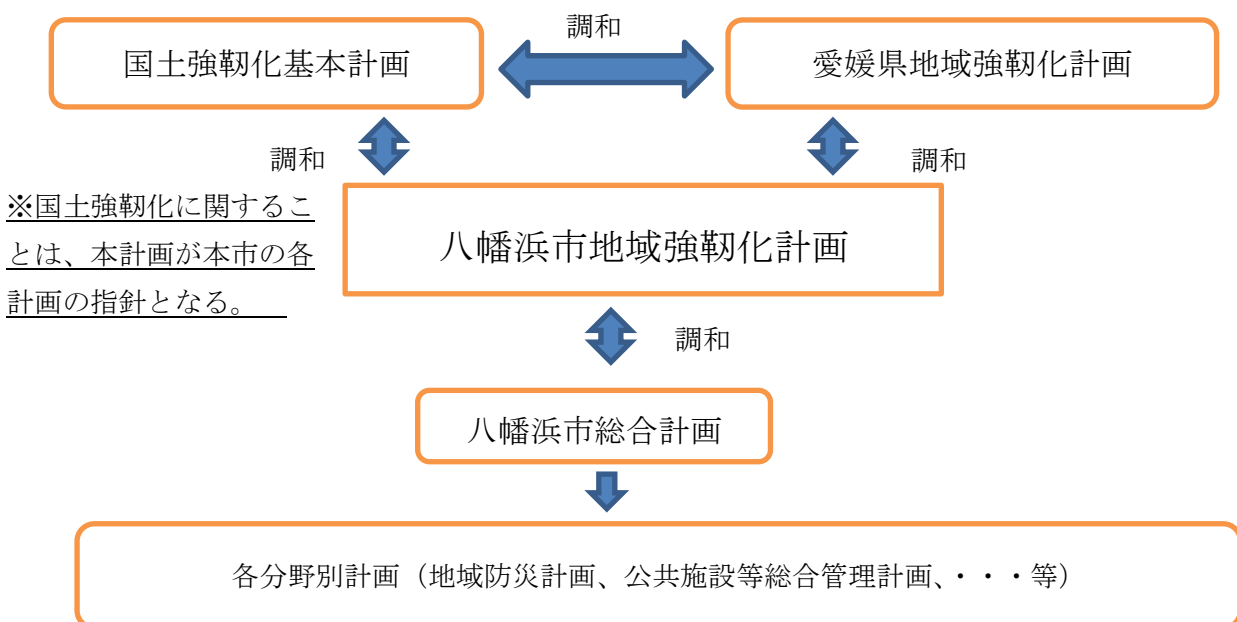
いかなる災害等が発生しようとも、下記の4つを基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」をもった安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「地域強靱化」を推進する。

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 市政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
3. 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

第3節 地域計画の役割と位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画にあたるものであり、国土強靱化に係る部分については、本市が有する様々な分野の計画等の指針となり、他の計画の上位計画に位置づけられる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

国土強靱化に係る部分については、地域計画が手引きとなり、総合計画や地域防災計画等の関連計画の必要な見直しを行う。これらを通じて必要な施策を具体化し、国土強靱化を推進していく。



【参考】国土強靱化基本法（抜粋）

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第4節 計画期間

本計画は本市の分野別計画の国土強靱化に関する指針となることから、本市総合計画と整合・調和を図る必要があることから、計画期間を第2次八幡浜市総合計画に合わせ、令和2年度から令和7年度までとする。

なお、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

第5節 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

地域計画の基本目標を踏まえ、過去の災害から得られた経験を教訓として、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりを以下の基本的な方針に基づき推進する。

1 国土強靱化の取組姿勢

- ・市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証しつつ、取り組む。
- ・短期的な視点によらず、時間管理概念をもちつつ、長期的な視野をもって計画的に取り組む。
- ・地域特性を活かして、災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める。

2 適切な施策の組み合わせ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、道路の整備、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせるとともに、そのための体制を早急に整備する。
- ・「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

3 効率的な施策の推進

- ・人口の減少等に起因する市民のニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図る。
- ・既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ・行政、民間、市民が連携・協力しながら取組の輪を広げていく。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を行う。

第6節 基本的な進め方

地域強靱化の推進に重要な「PDCA サイクルの徹底」と「脆弱性の評価」を繰り返す。

1 PDCA サイクルの徹底

地域強靱化計画は策定して終了ではなく、策定後にPDCA サイクルを回して取組を推進していく。

- ・地域強靱化は、いわば市・地域のリスクマネジメントであり、
 - ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
 - ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定

- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な政策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化、優先順位を付けて計画的に推進
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善という PDCA サイクルを繰り返すとともに、常に直前のプロセスに戻って見直すことにより、市全体の強靱化の取組を推進する。

2 脆弱性の評価

脆弱性の評価は、地域強靱化の取組の中で出発点とし、対応すべき課題を洗い出す。

地域強靱化の取組は、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用・経済社会システムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行った上で推進することをプロセスに組み計画を策定し推進する点に特徴がある。

特に「脆弱性の評価」は、地域強靱化計画における最大の特徴と言え、「脆弱性の評価」については、基本法の第九条第五号及び第十七条に定められている。

市の脆弱性評価においては、以下の手順で評価を行う。

- ① リスクとして大規模自然災害を想定
- ② 施策分野について8の個別分野・3の横断的分野を設定する
- ③ 8つの事前に備えるべき目標と30の起きてはならない最悪の事態を設定する
- ④ 起きてはならない最悪の事態を回避するための施策群を「プログラム」として整理し、現状の脆弱性を分析・評価する
- ⑤ ④の分析・評価を踏まえ、施策分野ごとに現状の脆弱性を分析・評価する

第2章 対象とする災害と被害想定

第1節 本市の特性

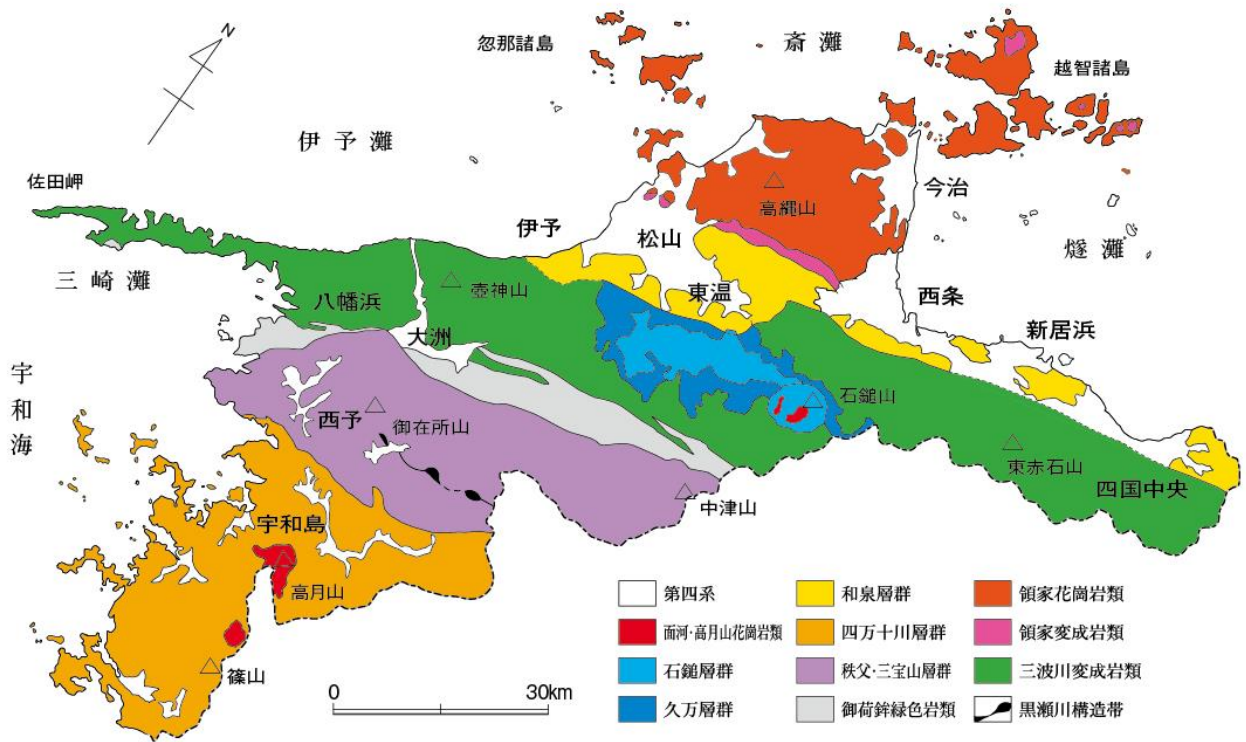
(1) 地形・地質

本市は面積132.65k m²で、愛媛県の西南部に位置し、細長い三崎半島の根幹にあり、宇和海に面した西の玄関口で、四国と九州を結ぶ交通上の要地である。

周囲は北部の出石山地、東部の鞍掛山山地、南部の飯之山山地などに囲まれている。これらの山頂部は比較的平坦であるが、山腹や山麓は15度以上の急傾斜面が多い。

湾頭低地は溺れ谷が山地から削り取られた土砂で埋没されたもので、かつて現在より海面が低く、その後の隆起によって現在に至ったものである。現在の集落の上部は、埋立てにより人工造成されたものである。海岸の地形は、リアス式海岸を形成している。

本市の地質は、佐田岬半島沖を東西に走る「中央構造線」の南側、いわゆる西南日本外帯にあり、南は、三瓶町北部を東西に走る「黒瀬川構造帯」で境されている。北から「三波（さんば）川帯」・「御荷鉾（みかぶ）帯」・「秩父帯」が、ほぼ中央構造線に並行して分布している。



資料) 鹿島愛彦編著 (1988) 「愛媛の自然をたずねて」築地書館に基づき作成

愛媛県地質図 出典：愛媛県レッドデータブック

(2) 気候

八幡浜市の気象は非常に温暖で、年間を通じて晴天の日が多く、海洋性気候の影響を受けているが、伊予灘側と宇和海側では、多少の気温差があり、特に冬季においては、伊予灘側は北西の季節風が強く吹き、しける時が多い。

気温は年平均気温 16.7 度で、生産活動には適当な気温である。一番気温の高い時期は 7 月の下旬から 8 月の中旬にかけてである。消防署の観測では平成 6 年 7 月に 38.6 度が記録されている。一方、一番寒い時期は 1 月で、1 月から 2 月にかけて寒気流が襲来することが多い。1902 年以降では昭和 3 年 1 月 14 日に零下 7.0 度が記録されている。

雨量は年間平均降水量 1,539 mm で、市街地は周辺の間山部に比べやや少ない。降雨期間は梅雨期と台風期に集中している。一日の最大降水量は、昭和 31 年以降の統計によると、平成 16 年 8 月 30 日に 191mm、また 1 時間最大降水量は、平成 16 年 8 月 1 日に 51mm を記録している。

風は、海洋性気候の影響を受けて、朝と夜に海風・陸風の現象がみられる。特に八幡浜湾の秋季から冬季にかけて、夜明け前、陸風（地元では「あらせ」と呼んでいる。）が強く吹く。

雪は少ないが、冬季、大陸からの寒気流が関門海峡を吹き抜けると本市一帯に積雪を見ることがある。

(3) 人口

八幡浜市人口は、平成 17 年に 41,264 人（旧八幡浜市と旧保内町の合計）であったが、過去 10 年間に約 6 千人減少し、平成 27 年には 34,951 人となっている。

また、世帯数は平成 27 年現在 14,995 世帯で、過去 10 年間で 1,278 世帯減少している。

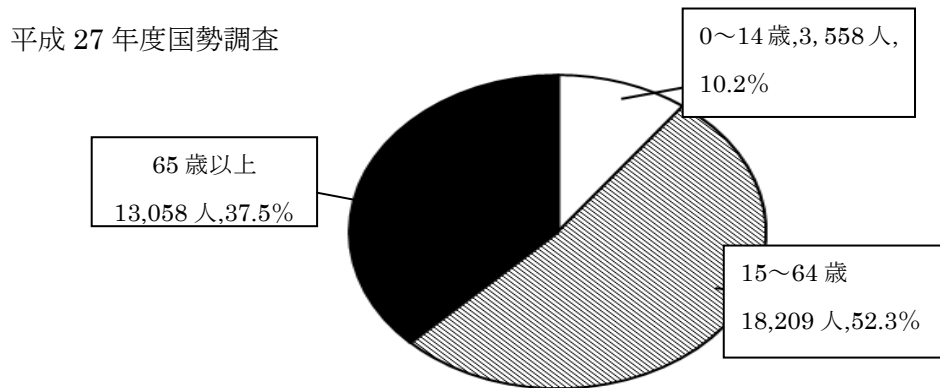
こうした状況から、1 世帯当たり人員も過去 10 年間で 0.31 人/世帯減少し、平成 27 年現在一世帯当たりの人員は 2.33 人/世帯となっている。

三世帯人口の構成比は、年少人口割合（0～14 歳）が 10.1%、高齢化率が 37.3%と、要配慮者の対象となる年齢層の住民が 4 割を超えている。

	総人口	世帯数	1世帯当たり人員	人口の増減数
平成17年	41,264人	16,273世帯	2.54人/世帯	△2,942人
平成22年	38,370人	15,849世帯	2.42人/世帯	△2,894人
平成27年	34,951人	14,995世帯	2.33人/世帯	△3,419人

国勢調査

八幡浜市の三世帯人口の構成（旧八幡浜市と旧保内町の合計）



※ 区分に分類されない不詳が126人あり、人口の合計は34,951人となる。

第2節 対象とする自然災害

(1) 近年の自然災害による被害

①風水害

年	災害の内容
1666年 (寛文6年)	「前代未聞ノ洪水御領中田畑ハ不申及百姓ノ居屋敷迄悉大破流失……」 (「不鳴条」)
1676年 (延宝4年)	「五月八日大雨、宇和・矢野・保内上田流失、その他流田甚だ多し」 (「御歴代事記」)
1782年 (天明2年)	「五月四日風雨、御城下組・矢野組・保内組損田六反余、畑は一四〇町四反余り」 (「御歴代事記」)
1863年 (文久3年)	八幡浜浦宮ノ下及び下道ト新地トノ人家去秋(文久三年)三度ノ洪水……中略。 (「龍山公記」)
1884年 (明治17年)	8月25日「大暴風雨(台風)、農作物・船舶・人畜の被害激甚」(「八幡浜町誌」) 合田浦共修小学校流失(「舌田小学校沿革」)
1901年 (明治34年)	7月14日～15日豪雨、当地の降水量158mm(「愛媛県史概説」)
1915年 (大正4年)	9月8日台風、当地でも高潮のため、大黒町・新町・近江屋町一帯浸水 (「愛媛県史概説」)
1920年 (大正9年)	6月27日豪雨、当地・宇和島方面に集中被害(「愛媛県史概説」)
1928年 (昭和3年)	6月25日～28日豪雨、大洲・八幡浜町周辺は総降水量400mmを越し、被害発生 (「愛媛県史概説」)
1934年 (昭和9年)	9月21日、室戸台風(680ミリバール)当地の雨量は150mm
1943年 (昭和18年)	7月21日から24日、記録的な豪雨、700mmを越す未曾有の豪雨となり、河川の堤防は各所で決壊した。家屋の倒壊・埋没・決壊・浸水・田畑の流失など惨状を極めた。 日土で喜木川が氾濫し、役場が流され、五反田川が元井橋から千畳の方に流れ、清滝橋が流失、

	千丈川も溢れ、今の新開町・木多町あたりを流し、昭和通り付近は一面の沼となった。古町・広瀬も軒先まで浸水、明治橋をこす水は橋の袂をめぐり、下流の橋はことごとく流失した。一方、波浪による海岸の被害甚だしく、道路が決壊し、各所で寸断された。（「愛媛県史概説」）
1945年 (昭和20年)	9月15日～18日（枕崎台風）、出石山・飯之山等の杉・松の大木が多く吹き倒され、各地に被害がでた。（「愛媛県史概説」）
1949年 (昭和24年)	6月17日～22日（デラ台風）、暴風雨波浪によって、大島の西側・佐田岬・町見等に被害あり、塩成沖に出漁中の日振島・戸島の漁民に多くの死者を出した。（「愛媛県史概説」）
1954年 (昭和29年)	9月25日～26日台風15号（洞爺丸台風）、高潮が大黒町一帯を河のごとく流れ、トロ箱による堰ができた。床すれすれの浸水となり、新町・広瀬方面でも床下が浸水した。他にも被害が多くでた。（「愛媛県史概説」）

年 月 日	原因	浸水家屋 戸	雨量mm	その他の災害の内容
S54. 6. 26～30	豪雨	6	422	1戸半壊
S55. 8. 28～31	豪雨		146	松柏八高裏山崩れ 全壊4戸 一部破損1戸 自主避難
S55. 9. 9～11	台風13号	189	131	
S57. 7. 5～25	豪雨	25	609	
S61. 4. 9～10	豪雨	6	89	
S62. 9. 10～12	豪雨	1	257	
H1. 9. 12～13	豪雨	6	122	
H1. 9. 19	台風22号	66	121	各地で床上・床下浸水 時間雨量最大 45mm
H2. 5. 26～7. 17	長雨		282	白石地区地すべり 自主避難
H2. 8. 21～22	台風14号	2	125	
H3. 9. 27～28	台風19号	55	11	風台風による農林被害2,560百万円
H5. 9. 3～4	台風13号	106	166	
H9. 9. 14～17	台風19号	41	173	
H10. 10. 17	台風10号	45	181	南裏地区地すべり 自主避難
H11. 6. 24～29	豪雨	1	249	
H11. 8. 17～18	熱低	1	166	
H11. 9. 23～24	台風18号		47	南裏地区地すべり 自主避難
H12. 6. 17	豪雨		101	大平地区崖くずれ 自主避難
H15. 8. 7～9	台風10号		100	市道入寺～高野地線崖崩れ
H15. 8. 13～14	豪雨		95.5	萬松寺裏・古藪崖崩れ

H16. 7. 31～8. 1	台風 10 号		73	琴平町崖崩れ
H16. 8. 30	台風 16 号	356	181	床上浸水 59 棟、床下浸水 297 棟 自主避難者多数
H16. 9. 7	台風 18 号	20	32	川の石本町浸水 自主避難
H16. 9. 28～30	台風 21 号		132	
H16. 10. 19～21	台風 23 号		187	
H17. 4. 6	不明			桜谷地区斜面崩壊 4 世帯 7 名避難勧告
H18. 4. 11	豪雨			迫田地区地すべり 4 世帯 15 名避難勧告
H18. 7. 21	梅雨前線			大平地区急傾斜地崩壊土砂災害 1 世帯 8 名避難勧告
H30. 7. 6	平成 30 年 7 月豪雨			7 月 7 日午前 8 時頃 19 施設に 210 世帯 554 人の避難者（指定避難所のみ） 全壊 11 棟、大規模半壊 3 棟、半壊 85 棟 一部損壊（半壊に至らない）7 棟、床上浸水（半壊に至らない）19 棟、床下浸水 252 棟 午前 4 時 46 分市内全域に【避難勧告】 須川奥地区【避難勧告】18 世帯 46 人に発令

②地震

当市付近の地震

日本歴 西 暦	北 緯 東 経	M	地 域 ・ 被 害 摘 要
慶安 2 年 2 月 5 日 1649 年 3 月 17 日	N 33. 7° E 132. 4°	7. 1	宇和島城石垣 116 間くずれ、民家も破損
宝永 4 年 10 月 7 日 1707 年 10 月 28 日	N 33. 2° E 135. 9°	8. 4	五畿七道全体で被害甚大 土佐では流家 11, 170 死亡 1, 844 名 ○ 宝永地震
嘉永 7 年 11 月 7 日 1854 年 12 月 26 日	N 33. 4° E 132. 1°	7. 0	伊予西部、伊予大洲、吉田で壊家あり ○ 安政地震
昭和 16 年 6 月 19 日	N 32. 6° E 132. 1°	7. 4	四国西海に津波あり 波高 1 m
昭和 21 年 12 月 21 日	N 33. 0° E 135. 6°	8. 1	当市壊家により 1 名死亡 津波 0. 4m ○ 南海地震
平成 13 年 3 月 24 日	N 34. 1° E 132. 7°	6. 7	松山震度 5 強、死者 1 名、負傷 46 名 ○ 芸予地震 保内町震度 5 弱
平成 18 年 6 月 12 日	N 33. 2° E 131. 4°	6. 1	震源 大分県中部 保内町震度 5 弱 五反田震度 4
平成 26 年 3 月 14 日	N 33. 7° E 131. 9°	6. 2	震源 伊予灘 八幡浜市震度 5 弱

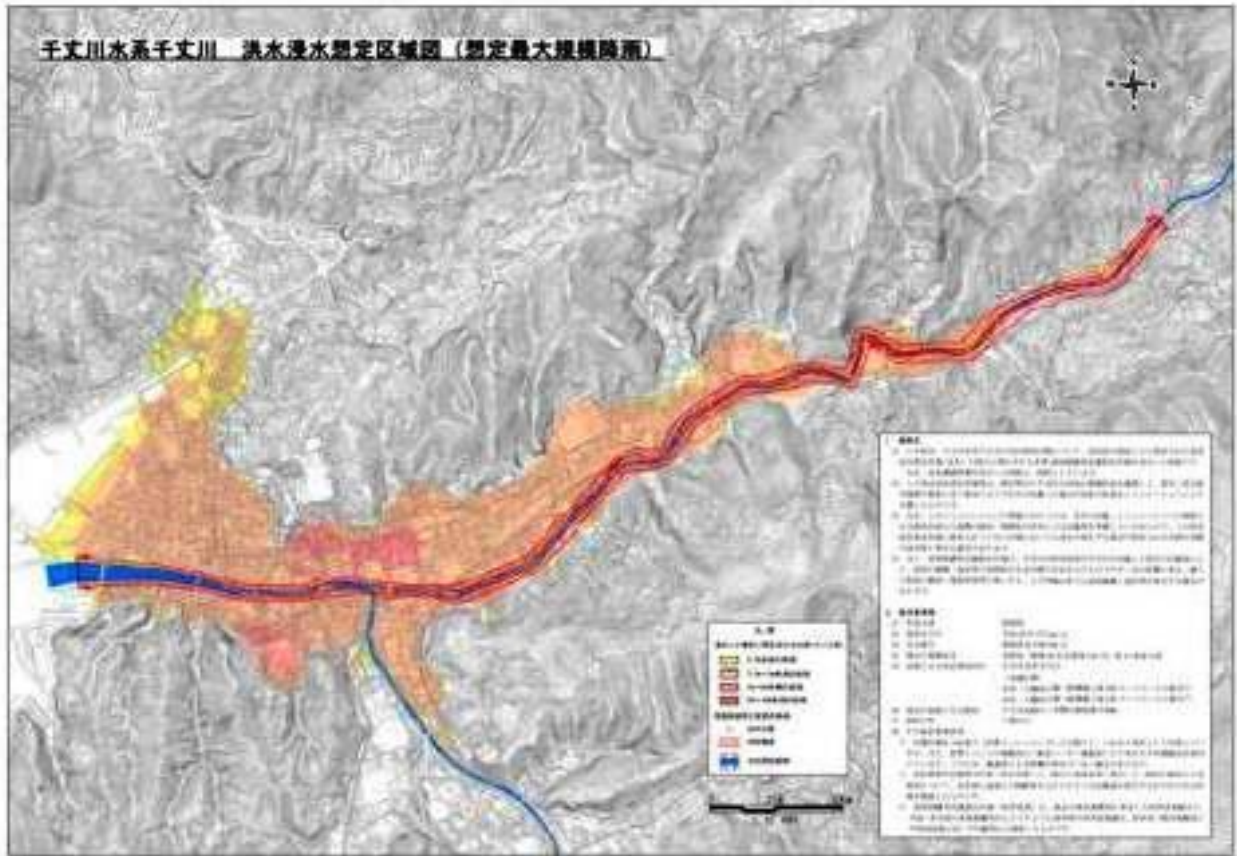
(2) 対象とする自然災害

本計画では、本市の地域特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある次の 2 つの災害を対象とする。

①風水害

近年、地球温暖化等に伴う気候変動により、雨の降り方の局地化や集中化が顕著となり、台風も大型化している。このような背景から、国においては、水防法の規定により、新たに想定最大規模の降雨（千丈流域の24時間総雨量750mm）を対象とした浸水想定区域の指定が義務付けられた。

本市では、台風等の豪雨による浸水被害を受けており、地質上の特性や中山間地域に集落が点在している状況等から土砂災害の危険箇所を多く抱えている。



千丈川水系浸水想定区域図（想定最大規模） 水系肱川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

出典：国土交通省四国地方整備局浸水想定区域図（平成28年告示第80号）

②南海トラフ地震

日向灘から駿河湾までの太平洋沿岸を含む南海トラフ沿いの地域では、ここを震源域として大地震が繰り返し発生していることが知られている。

南海トラフは、四国南岸から駿河湾沖に至る約700kmの細長い海盆である。

南海トラフで発生する大地震は、四国や紀伊半島が位置する大陸のプレートと、その下に沈み込むフィリピン海プレートの境界面（以下「プレート境界面」という）がすべることにより発生する。また、プレート境界面から陸のプレート側に枝分かれした断層（以下「分岐断層」という）がすべることにより、海洋底の地殻を上下方向に大きく変動させたり、局地的に強い揺れを生じたりすることもある。この他にも、フィリピン海プレート内で発生する地震や海底活断層で発生する地震などがある。

また、震源域全体がすべることで発生する地震が、南海トラフの「最大クラスの巨大地震」である。この「最大クラスの巨大地震」の震源域は、過去の地震、フィリピン海プレートの構造、海底地形等に関する特徴など、現在の科学的知見に基づいて推定されたものである。最大クラスの地震が発生すれば、震源域の広がりから推定される地震の規模はM9クラスとなる。

歴史記録より、南海トラフでは、白鳳（天武）地震（684年）から現在までの1,400年間に、M8クラスの大地震が少なくとも9回起きていることが分かっている。それらの歴史地震の多くは、南海地域で発生する地

震、東海地域で発生する地震、両域にまたがる地震（両者が同時に発生する）に大別される。歴史地震の震源域を見ると、地震が同時に発生しない場合であっても、数年以内の差でもう一方の領域で地震が発生している。繰り返し間隔の長さと比較すると、これらはほぼ同時に活動していると思わせる。

過去に起きた大地震の発生間隔は、既往最大と言われている宝永地震（1707年）と、その後発生した安政東海・南海地震（1854年）の間は147年であるのに対し、宝永地震より規模の小さかった安政東海・南海地震とその後発生した昭和東南海（1944年）・南海地震（1946年）の間隔は約90年と短くなっている。このことは、宝永地震（1707年）以降の活動に限れば、次の大地震が発生するまでの期間が、前の地震の規模に比例するという時間予測モデルが成立している可能性を示している。時間予測モデルには、様々な問題点があることが指摘されているものの、このモデルが成立すると仮定した場合、昭和東南海・南海地震の規模は、安政東海・南海地震より小さいので、室津港（高知県）の隆起量をもとに次の地震までの発生間隔を求めると、88.2年となる。現時点（2013年1月1日）では昭和東南海・南海地震の発生から既に70年以上が経過しており、次の大地震発生の切迫性が高まっていると言える。

南海地域における地震と東海地域における地震は、同時に発生している場合と、若干の時間差（数年以内）をもって発生している場合がある。東海地域の地震でも、御前崎より西側で、断層のすべりが止まった昭和東南海地震（1944年）と、駿河湾の奥まですべりが広がったと考えられている安政東海地震（1854年）では、震源域が異なる。また、宝永地震（1707年）の震源域は、津波堆積物などの調査結果から、昭和南海地震（1946年）や安政南海地震（1854年）の震源域より西に広がっていた可能性が指摘されている。慶長地震（1605年）は揺れが小さいが、大きな津波が記録されている特異な地震であり、明治三陸地震（1896年）のような津波地震であった可能性が高いとされる。また、南海トラフでは、分岐断層が確認されており、過去にはプレート境界だけではなく、分岐断層がすべることによる地震も起きていたと指摘されている。

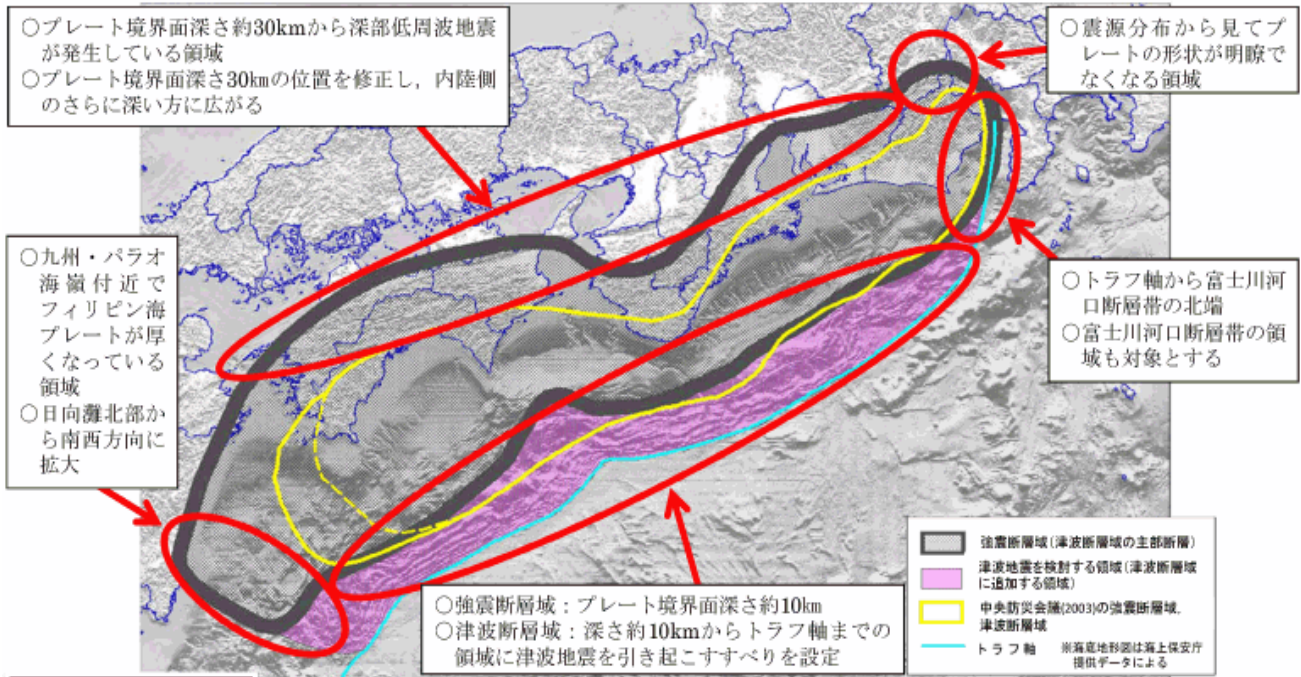
さらに、海底堆積物や津波堆積物などの地質学的な証拠から明らかになってきた地震の痕跡は約5,000年前まで遡ることができ、史料から推定することができる白鳳（天武）地震（684年）より前にも、南海トラフで大地震が繰り返し起きていたことが分かった。また、津波堆積物の痕跡が残る宝永地震（1707年）クラスの大地震は、300～600年間隔で発生していることが明らかとなった。しかし、津波堆積物から推定される地震の年代範囲が幅広いため、異なる地点の津波堆積物の対応関係を明らかにし、先史地震の震源域の広がりや正確に把握することは困難である。なお、高知県の蟹ヶ池では、約2,000年前の津波堆積物とその年代の前後の津波堆積物に比べて厚く、既往最大と言われている宝永地震（1707年）より大きな津波が起きた可能性も指摘されている。

上述のように、南海トラフで発生する大地震は、これまで仮定されたような、「地震はほぼ同じ領域で、周期的に発生する」という固有地震モデルでは理解できず、多種多様なパターンの地震が起きていることが分かってきた。

過去に起きた大地震の震源域の広がりには多様性があり、現在のところ、これらの複雑な発生過程を説明するモデルは確立されていない。そのため、従来の評価方法を踏襲し、前の地震から次の地震までの標準的な発生間隔として、時間予測モデルから推定された88.2年を用いた場合、南海トラフで大地震が発生する可能性は、時間が経過するにつれ高まり、今後30年以内の地震発生確率は70%～80%となる。

なお、最大クラスの地震については、過去数千年間に発生したことを示す記録はこれまでのところ見つかっていない。そのため、定量的な評価は困難であるが、地震の規模別頻度分布から推定すると、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものと考えられる。

図表 1-2-7 南海トラフの巨大地震の新たな想定震源断層域



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1 (Ammon et al., 2005) [9.0 (理科年表)]	8.7 (Pulido et al., in press) [8.8 (理科年表)]	8.7

出典：「南海トラフの巨大地震モデル検討会」資料

平成 25 年度に愛媛県が実施した愛媛県地震被害想定調査のうち、本市に最も影響の大きい「南海トラフ巨大地震（陸側ケース）」を対象危機事象として選定する。

○愛媛県地震被害想定調査(最終報告)について (平成 25 年 12 月 26 日発表)

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei25.html>

○愛媛県地震被害想定調査(第一次)について (平成 25 年 6 月 10 日発表)

<http://www.pref.ehime.jp/bosai/higaisoutei/higaisoutei24.html>

※「南海トラフの巨大地震モデル検討会」平成 25 年 3 月 31 日公表

想定シーン	想定される被害の特徴
冬 18 時	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路はほぼ帰宅ラッシュ時に近い状態であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

①想定地震

南海トラフ巨大地震 マグニチュード 9.0 (津波：最高津波水位 9.1m) 国の科学的知見等に基づき、愛媛県における最大クラスの想定地震を設定した。

②想定地震動

市町名	南海トラフ巨大地震
	想定地震
八幡浜市	7

③想定津波到達時間

市町名	最短津波到達時間 (分)						最高津波水位
	+20 cm	+1m	+2m	+3m	+5m	+10m	
八幡浜市 (宇和海)	5	51	56	59	66	—	72

④想定最高津波水位及び浸水面積

市町名	最高津波水位			浸水面積 (ha)
	(T. P. m)	うち朔望平均満潮位 (m)	うち津波波高 (m)	
八幡浜市 (宇和海)	9.1	1.0	8.1	477

※+1m：津波水位から初期潮位を引いた波高が+1mになった時間 (+2m以上も同様)

⑤被害想定

人的被害 死者数：770人 負傷者：1,662人
 建物被害 全壊棟数：12,117棟 半壊棟数：4,880棟

被害想定 参考：「愛媛県地震被害想定調査報告書」及び、八幡浜市地域防災計画(津波災害対策編)

第3章 脆弱性評価

第1節 起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)

本計画では、4つの基本目標を達成するため、国の基本計画を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」を次のとおり設定した。

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態 (30項目)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

		2-5	医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下
		5-2	金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生
		7-2	ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-3	原子力発電所の方が一の事故等による有害物質の拡散・流出
		7-4	農地、森林等の被害
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ
		8-2	人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保ができない事態、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ
		8-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

第2節 脆弱性評価を行う施策分野

本計画では、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、8つの「個別施策分野」と3つの「横断的施策分野」を設定し、次のとおり評価を行った。

個別施策分野（8項目）	横断的施策分野（3項目）
① 行政機能、消防、防災教育等	① リスクコミュニケーション
② 住宅・都市、国土保全、土地利用	② 老朽化対策
③ 保健医療・福祉	③ 地域づくり
④ 産業、金融、エネルギー	
⑤ ライフライン	
⑥ 交通・物流	
⑦ 農林水産	
⑧ 環境	

1 個別施策分野

1 行政機能、消防、防災教育等

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく必要がある。
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。
- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫等にて適切に管理する必要がある。
- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。
- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。
- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う必要がある。
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制

の強化に取り組む必要がある。

- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。
- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練の実施が必要である。
- 危険物施設等に対し、消防職員の立入検査や自衛消防隊等との合同訓練を実施し、防災・減災対策の充実強化を図る必要がある。
- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。
- 救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する必要がある。
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。
- 大規模災害では、火災により被害がさらに大きくなることから、小中学校において、火災予防の啓発や訓練を継続して実施する必要がある。
- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。

2 住宅・都市、国土保全、土地利用

- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
- 東日本大震災等で大規模に盛土造成された宅地において滑動崩落が発生したことを受け、宅地被害の軽減を図るため大規模盛土造成地を抽出するとともに、マップの作成・公表等により市民へ情報共有

を図る必要がある。

- 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し、空き家の除去等を促進する必要がある。
- あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある。
- 仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れ、飼育について検討する必要がある。
- 住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要がある。
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成と連携を推進する必要がある。
- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。
- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。
- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。
- 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4 mに満たない狭い道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る必要がある。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 本市の県地震被害想定調査で、地震の後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。
- 長期湛水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水や湛水を防ぐため、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行う等、早期に浸水や湛水を解消するための排水対策を推進する必要がある。
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会」の再構築に向けて、河川管理者・県・市等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要がある。
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要がある。
- 施設等の整備にあたっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の

変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む必要がある。

- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する必要がある。
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入れに必要な滞在場所を確保していく必要がある。
- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する必要がある。
- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。
- 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。
- 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保等を促進する必要がある。

3 保健医療・福祉

- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。
- 県と連携して災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る必要がある。
- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。
- 大規模災害における、迅速かつ確かな医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める必要がある。
- 一人でも多くの市民が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。
- 本市地域防災計画にて要配慮者利用施設に位置づけられている事業所について、避難確保計画の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。

ある。

- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入について、発災時にスムーズに対応できるよう避難所運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成を検討する必要がある。
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。

4 産業、金融、エネルギー

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が予定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 海岸部等で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や津波避難ビルを確保するとともに実効性のある訓練を実施していく必要がある。
- 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。
- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。
- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。
- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化する必要がある。
- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。
- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進する必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 大規模災害による電力不足に備え、電力事業者と協議し、あらかじめ電力復旧のための拠点となる場所を確保しておく必要がある。
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。
- 災害に強い産業構造を構築するために、企業の本社機能等の誘致・拡充を積極的に支援するとともに、誘致・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- 文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

5 ライフライン、情報通信

- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、電線の地中化等、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。
- 原子力発電所の方が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぎ、逸早く命の水を供給するため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を着実に進める必要がある。
- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全、地下水の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。
- 水資源の重要性に関する啓発を行い、市民の節水意識の高揚に努め、節水型社会づくりを推進する必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、エリアメール、緊急速報メール、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、県と連携し、市民等に対し迅速かつ的確に河川防災情報を提供する必要がある。
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対しいかなる確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（Jアラート）等の充実を図るとともに、緊急速報メールやエリアメールや、本市SNS等の普及を促進する必要がある。

6 交通・物流

- 本市では、市域の約7割が山林となっており、大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。
- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する必要がある。

- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。
- 海拔表示板等を整備して災害時における避難誘導の支援を行う必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努める等、実効性を高めるための取組みを推進する必要がある。
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。
- 水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める必要がある。
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受け入れ手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、検証や見直しを行う必要がある。
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。
- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。
- 集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める必要がある。
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠である

ことから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。

7 農林水産

- 大規模災害における被害を軽減するため、鳥獣害対策を徹底した上で農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を確保する必要がある。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。
- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な渇水対策を行う必要がある。

8 環境

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する必要がある。
- 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「八幡浜市災害廃棄物処理計画」を策定し、

災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。

- 「八幡浜市災害廃棄物処理計画」の策定に合わせ、本市で同計画を策定するための具体的な手順等を示した「八幡浜市災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する必要がある。
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。
- 災害時における有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための施設・資機材の整備や訓練、研修を行う必要がある。
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。

2 横断的分野

1 リスクコミュニケーション

- 津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定区域の周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある。
- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る必要がある。
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける必要がある。
- 市民が適切な避難行動をとれるよう、平時から避難情報が発表されたときの行動について、本市ホームページや広報、防災説明会等により周知・啓発を行う必要がある。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。

- 防災、ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する必要がある。
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。
- 大規模災害による火災に備え、市民に対し公表制度による重大違反対象物利用のリスク回避や、住宅用火災警報器の普及率向上等により火災予防の啓発を進めていく必要がある。
- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
- 地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。
- 避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。
- 飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う必要がある。

2 老朽化対策

- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。
- 橋りょうやトンネル、横断歩道橋等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。
- 水門や樋門等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の老朽化対策を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。

3 地域づくり

- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、

防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。

- 人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。
- 円滑かつ迅速な復興を図るため、他市町の動向を見極めつつ事前の復興方針の策定等について検討していく必要がある。
- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る必要がある。
- 県地震被害想定では、津波により最大の 770 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。

第3節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価

「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」を参考に、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとに、脆弱性の分析・評価を実施した。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく必要がある。
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。
- 荷捌所等の施設において、建物の倒壊や火災等による被害が生じないように対策を進める必要がある。
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やA I等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。
- 本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。
- 救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する必要がある。
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応

- じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。
- 大規模災害では、火災により被害がさらに大きくなることから、小中学校において、火災予防の啓発や訓練を継続して実施する必要がある。
 - 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。
 - 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。
 - 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実に努める必要がある。
 - 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。
 - 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。
 - 東日本大震災等で大規模に盛土造成された宅地において滑動崩落が発生したことを受け、宅地被害の軽減を図るため大規模盛土造成地を抽出するとともに、マップの作成・公表等により市民へ情報共有を図る必要がある。
 - 老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し、空き家の除去等を促進する必要がある。
 - 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。
 - 市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4 mに満たない狭い道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る必要がある。
 - 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入に必要な滞在場所を確保していく必要がある。
 - 石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。
 - 博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。
 - 博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。
 - 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保等を促進する必要がある。
 - 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、個別プランを活用して大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。
 - 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、エリアメール、緊急速報メール、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変

化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。

- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。
- 荷捌所等の施設において、建物の倒壊や火災等による被害が生じないように対策を進める必要がある。
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。
- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある。
- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める必要がある。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団（消防団）や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける必要がある。
- 市民が適切な避難行動をとれるよう、平時から避難情報が発表されたときの行動について、本市ホームページや広報、防災説明会等により周知・啓発を行う必要がある。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。
- 大規模災害による火災に備え、市民に対し公表制度による重大違反対象物利用のリスク回避や、住宅用火災警報器の普及率向上等により火災予防の啓発を進めていく必要がある。
- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。
- 地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。
- 橋りょうやトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽

度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。

- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。
- 水門や樋門等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。
- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る必要がある。
- 県地震被害想定では、津波により最大の 770 人の死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。(再掲)
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。(再掲)
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。(再掲)
- 大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する必要がある。(再掲)
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル1津波:概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 本市では、県地震被害想定調査で、地震 72 分後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う必要がある。(再掲)

- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、個別プランを活用して大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。(再掲)
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が予定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 臨海部で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や津波避難ビルを確保するとともに実効性のある訓練を実施していく必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、戸別受信機による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム(Jアラート)、Lアラート(災害情報共有システム)、エリアメール、緊急速報メール、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。
(再掲)
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。(再掲)
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。(再掲)
- 集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める必要がある。
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。
- 津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定の周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。(再掲)
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。
(再掲)
- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取組む必要がある。
(再掲)
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防

災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。(再掲)

- 地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 県地震被害想定では、津波により最大の 770 人の死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)
- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模地震の発生可能性が高まったと評価された場合、自治体においては、気象庁から発表される臨時情報を十分に活用し、住民の被害軽減につながる防災対応を実施する必要があることから、平時より、県と連携し、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災体制を確立する必要がある。

1-3 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生 また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生

- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示(緊急)や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う必要がある。
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。(再掲)
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。
- 本市職員(消防等も含む)・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。(再掲)
- 護岸・水門等の海岸保全施設や、河川水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。
- 施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会」の再構築に向けて、河川管理者・県・市等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する必要がある。
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要がある。
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要がある。

- 施設等の整備にあたっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水等による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する必要がある。
- 一人でも多くの市民が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する必要がある。
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、個別プランを活用して大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。(再掲)
- 近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、県と連携し、市民等に対し迅速かつ的確に河川防災情報を提供する必要がある。
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する必要がある。
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。
- 大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を確保する必要がある。
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団（消防団）や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。(再掲)
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)

- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。
- 水門や樋門等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める必要がある。(再掲)
- 農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する必要がある。
- 大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む必要がある。(再掲)
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。(再掲)

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。(再掲)
- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や総合支所にて適切に管理する必要がある。
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。
- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぎ、逸早く命の水を供給するため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を着実に進める必要がある。
- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。
- 大規模災害により、高規格道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等

との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。

- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。
- 本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける必要がある。（再掲）
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。（再掲）
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。
- 地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。（再掲）
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。
- 津波により、コンテナ等の貨物や船舶・漁具等が流出し、道路・航路の通行・航行に支障を来たす可能性があることから、これらの流出対策を行う必要がある。

2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

- 地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。
- 空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保等を促進する必要がある。（再掲）
- 本市では、市域の約7割が山林となっており、大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルート確保に努める必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。（再掲）

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。（再掲）
- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。（再掲）
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。（再掲）
- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 大規模災害に備えて救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受け入れ手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、検証や見直しを行う必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。(再掲)

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。
- 子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。(再掲)
- 滞在場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入に必要な滞在場所を確保していく必要がある。(再掲)
- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。
- 帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する必要がある。
- 災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
- 避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。(再掲)
- 県と連携して災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る必要がある。

- 災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。
- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。
- 大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める必要がある。
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。（再掲）
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。（再掲）

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。（再掲）
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。（再掲）
- 大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。
- 大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。
- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の老朽化対策を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。（再掲）
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る

必要がある。(再掲)

- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。(再掲)
- 被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成と連携を推進する必要がある。
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。(再掲)
- 避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。(再掲)
- 被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。(再掲)
- 福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。(再掲)
- 大規模災害による長期断水を防ぎ、逸早く命の水を供給するため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。
- 要配慮者の避難先として必要となる福祉避難所を5か所から追加指定を促すとともに、社会福祉施設等管理者や関係団体と連携した設置運営訓練等を実施する。
- 飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(再掲)

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下

- 本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。(再掲)
- 大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直していく必要がある。(再掲)
- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。(再掲)

- 大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。(再掲)
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。(再掲)
- 本市職員(消防等も含む)・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。
- 災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する必要がある。
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練の実施が必要である。
- 地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。(再掲)
- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS(広域災害救急医療情報システム)やDMHIS(災害精神保健医療情報支援システム)の運用体制を整備する必要がある。(再掲)
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画(BCP)の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
- 老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。(再掲)

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある

ある。(再掲)

- 災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。(再掲)

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対する確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（Jアラート）等の充実を図るとともに、緊急速報メールやエリアメール、本市SNS等の普及を促進する必要がある。

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ確かな情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う必要がある。(再掲)
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。(再掲)
- 本市地域防災計画にて要配慮者利用施設に位置づけられている事業所について、避難確保計画の作成指導を引き続き行っていく必要がある。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入れについて、発災時にスムーズに対応できるよう避難所運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成を検討する必要がある。
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、エリアメール、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。(再掲)
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。(再掲)
- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対する確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（Jアラート）等の充実を図るとともに、緊急速報メールやエリアメール、本市SNS等の普及を促進する必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。

(再掲)

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める必要がある。(再掲)
- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する必要がある。(再掲)
- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン(防災行動計画)」の作成を進める必要がある。(再掲)
- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。(再掲)

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画(BCP)の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)
- 特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。(再掲)
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。(再掲)
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆるSS過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。
- 災害に強い産業構造を構築するために、企業の本社機能等の誘致・拡充を積極的に支援するとともに、誘致・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。
- 孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。(再掲)
- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確認するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する必要がある。(再掲)
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ事業継続計画(BCP)を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。(再掲)

- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。
- 水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める必要がある。（再掲）
- 「みかんとさかな」の町である本市の重要産業である農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。
- 津波により、コンテナ等の貨物や船舶・漁具等が流出し、道路・航路の通行・航行に支障を来す可能性があることから、これらの流出対策を行う必要がある。

5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

- 大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

- 被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や避難所にて適切に管理する必要がある。（再掲）
- 事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。（再掲）
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。（再掲）
- 大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努める等、実効性を高めるための取組みを推進する必要がある。
- 水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める必要がある。
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。（再掲）
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。（再掲）
- 家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。（再掲）
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。（再掲）
- 大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進める必要がある。

- 大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（BCP）の策定を推進する必要がある。
- 津波により、コンテナ等の貨物や船舶・漁具等が流出し、道路・航路の通行・航行に支障を来たす可能性があることから、これらの流出対策を行う必要がある。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化し、電線の地中化等対策を強化する必要がある。
- 長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進する必要がある。
- エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。（再掲）
- 大規模災害による電力不足に備え、電力事業者と協議し、あらかじめ電力復旧のための拠点となる場所を確保しておく必要がある。
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の耐震化等防災対策を進める必要がある。
- 迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。
- 大規模災害による長期断水を防ぎ、逸早く命の水を供給するため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を着実に進める必要がある。（再掲）
- 迅速な復旧復興・平時における上水道のインフラメンテナンス等を担う地域に精通した水道の技能者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。
- 水道施設が被災した場合に、迅速かつ適切に応急給水及び応急復旧作業を遂行できるよう、危機管理対策マニュアルを策定するとともに、関係機関である日本水道協会、管工事組合等と連携し訓練を行い、体制の構築強化を図る必要がある。
- 限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める必要がある。
- 水資源の重要性に関する啓発を行い、市民の節水意識の高揚に努め、節水型社会づくりを推進する必要がある。
- 災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。（再掲）
- 現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な渇水対策を行う必要がある。
- 大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する必要がある。
- 大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。（再掲）
- 県地震被害想定では、津波により最大の 770 人の死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化 又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。（再掲）

○大規模災害により、下水道管渠の流下機能が分断される可能性があることから、管渠の耐震化や復旧体制の確保を推進する必要がある。

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。（再掲）
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。（再掲）
- 浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する必要がある。
- 大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の老朽化対策を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。（再掲）
- 大規模災害により、汚水処理施設が被災し機能不全となる可能性があることから、施設の耐震化や防災対策を推進する必要がある。

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止

- 大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確認するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。（再掲）
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。（再掲）
- 災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。（再掲）
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。
- 海拔表示板等を整備して災害時における避難誘導の支援を行う必要がある。
- 主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める必要がある。（再掲）
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の握に努める必要がある。（再掲）
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁や緑地の整備を着実に進める必要がある。（再掲）
- 鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。（再掲）
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。
- 橋りょうやトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する必要がある。（再掲）

- 港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める必要がある。(再掲)
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画(BCP)を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。(再掲)
- 津波により、コンテナ等の貨物や船舶・漁具等が流出し、道路・航路の通行・航行に支障を来たす可能性があることから、これらの流出対策を行う必要がある。

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

- 大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)
- 本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。(再掲)
- 本市職員(消防等も含む)・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル1津波:概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。(再掲)
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。(再掲)

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

- 大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)
- 本市職員(消防等も含む)・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲)
- 県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練の実施が必要である。(再掲)
- 危険物施設等に対し、消防職員の立入検査や自衛消防隊等との合同訓練を実施し、防災・減災対策の充実強化を図る必要がある。
- 災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する必要がある。(再掲)
- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27)と全国水準

を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)

- 耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)
- 地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施、日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る必要がある。(再掲)
- 避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。(再掲)
- 帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。(再掲)
- 災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める必要がある。(再掲)
- 建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う必要がある。(再掲)
- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲)
- 発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。(再掲)
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(再掲)
- 地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)
- 地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する必要がある。(再掲)
- 津波により、コンテナ等の貨物や船舶・漁具等が流出し、道路・航路の通行・航行に支障を来す可能性があることから、これらの流出対策を行う必要がある。

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する必要がある。(再掲)
- 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実を努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。(再掲)
- 護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。(再掲)

- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する必要がある。(再掲)
- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム(Jアラート)、Lアラート(災害情報共有システム)、緊急速報メール、エリアメール、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。(再掲)
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する必要がある。(再掲)
- 大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する必要がある。(再掲)
- ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する必要がある。(再掲)
- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(再掲)
- 市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる必要がある。(再掲)
- 県地震被害想定では、津波により最大の770人の死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化 又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)

7-3 原子力発電所の方が一の事故等による有害物質の拡散・流出

- 平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を想定したマニュアルの整備を働きかける必要がある。
- 原子力発電所の方が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一層の充実強化を図る必要がある。
- 災害時における有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための施設・資機材の整備や訓練、研修を行う必要がある。

7-4 農地、森林等の被害

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う必要がある。(再掲)
- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する必要がある。

- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する必要がある。(再掲)
- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する必要がある。(再掲)
- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める必要がある。(再掲)
- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。(再掲)
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(再掲)

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ

- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)
- 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「八幡浜市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る必要がある。
- 「八幡浜市災害廃棄物処理計画」の策定に合わせ、本市で同計画を策定するための具体的な手順等を示した「八幡浜市災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する必要がある。
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する必要がある。
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する必要がある。

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

- 本市職員(消防等も含む)・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。(再掲)
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る必要がある。(再掲)
- 大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める必要がある。(再掲)
- 防災、ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する必要がある。
- 社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティ

アの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する必要がある。

○地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。(再掲)

○人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。

○円滑かつ迅速な復興を図るため、他市町の動向を見極めつつ事前の復興方針の策定等について検討していく必要がある。

○農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めるとともに、後継者の確保・育成や経営の効率化などを促進し、持続可能な生産体制を構築する必要がある。

○人口が減少している地域等においては、災害により住民が流出し、復旧が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を推進する必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

○石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める必要がある。(再掲)

○博物館等(歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等)における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。(再掲)

○博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。(再掲)

○文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承が必要である。

○施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する必要がある。(再掲)

○人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。(再掲)

8-4 事業用地の確保ができない事態、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

○本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27)と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)

○あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める必要がある。

○仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れ、飼育について検討する必要がある。

○住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する必要がある。

○災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する必要がある。(再掲)

○地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。(再掲)

○護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル1津波:概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)

○海拔ゼロメートル地帯等の長期湛水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸

水や湛水を防ぐため、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行う等、早期に浸水や湛水を解消するための排水対策を推進する必要がある。

- 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する必要がある。(再掲)
- 港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、その処分地となる埋立地の整備を、県と連携し、計画的かつ着実に進める必要がある。(再掲)
- 津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る必要がある。(再掲)
- 大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する必要がある。(再掲)
- 高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する必要がある。(再掲)
- 南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が予定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定により、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく必要がある。(再掲)
- 津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める必要がある。(再掲)
- 大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める必要がある。(再掲)
- 地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る必要がある。
- 県地震被害想定では、津波により最大の 770 人の死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化 又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)
- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画(BCP)を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。(再掲)

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

- 災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する必要がある。

第4章 本計画の推進方針

第1節 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針

第3章第3節の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果を踏まえて、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要な推進方針を次のとおり定めた。なお、施

策の達成度や進捗状況を把握するため、可能な限り重要業績指標（K P I : Key Performance Indicators）を設定し、毎年度、分析・評価や必要な見直し等を行っていく。

1 直接死を最大限防ぐ

1-1 巨大地震による建物等の倒壊や火災等による多数の死傷者の発生

○本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う。【本部事務局:総務課】

○大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する。【建設班：建設課・財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課】

主な事業//消防本部・東消防署庁舎更新整備事業、消防団拠点施設整備事業、幼稚園・保育所・学校改修改築事業

○荷捌所等の施設において、建物の倒壊や火災等による被害が生じないように対策を進める必要がある。【港湾班：水産港湾課】

主な事業//水産基盤整備事業

○庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直ししていく。【建設班：建設課・財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課】

○大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める。【財政会計班：財政課・消防部：消防本部】

主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊急通報システム整備事業

○大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化や A I 等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る。【本部事務局・庶務班：総務課】

主な事業//電子計算機処理業務（自治体クラウド）、スマートシティ構築トライアル事業（消防 RPA）

○本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。【本部事務局・庶務班：総務課】

○大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための

各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。【本部事務局・庶務班：総務課・消防本部：消防本部】

主な事業//防災事業

○大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む。【本部事務局・庶務班：総務課】

主な事業//防災事業

○本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。【本部事務局・庶務班：総務課】

主な事業//防災事業

○消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

○災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する。【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

主な事業//消防水利整備事業、消防車両等整備事業、消防資機材整備事業、消防団装備整備事業

○救助・救出活動が迅速に行えるよう、救助資機材や救助工作車両等を整備する。【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

主な事業//消防車両等整備事業、消防資機材整備事業

○幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活

動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する。【福祉班：子育て支援課・消防部：消防本部】

○小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。

【本部事務局：総務課・教育班：学校教育課・消防部：消防本部】

○大規模災害では、火災により被害がさらに大きくなることから、小中学校において、火災予防の啓発や訓練を継続して実施する。【教育班：学校教育課・消防部：消防本部】

○子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める。【教育班：学校教育課】

○本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。【建設班：建設課・財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課】

主な事業//住宅・建築物安全ストック形成事業

○耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実に努める。【建設班：建設課・財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課、生涯学習課】

主な事業//小中学校校舎改修改築事業・長寿命化事業、小中学校屋外トイレ改修事業、八幡浜児童館整備事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、八幡浜福祉センター管理運営事業、体育館改修改築整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化活動センター新築事業、公営住宅等長寿命化事業

○施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。【建設班：建設課・財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課、生涯学習課】

○大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する。【建設班：建設課・教育班：学校教育課】

主な事業//危険ブロック塀等除却改修事業

○東日本大震災等で大規模に盛土造成された宅地において滑動崩落が発生したことを受け、宅地被害の軽減を図るため大規模盛土造成地を抽出するとともに、マップの作成・公表等により市民へ情報共有を図る。【建設班：建設課】

主な事業//宅地耐震化推進事業

○老朽化が進行し危険な状態の空き家は、大規模地震発生時には、倒壊して避難路を閉塞するとともに、火災延焼の原因となるおそれがあるため、県と連携し、空き家の除去等を促進する。【建設班：建設課】

主な事業//、空き家対策総合支援事業

○地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。【建設班：建設課】

○市街地の緊急車両の通路及び避難路の通行障害の解消又は火災延焼を防止するため、4 mに満たない狭あい道路の調査・情報整備をするとともに、拡幅整備事業を推進することにより、安全な市街地の形成を図る。

【建設班：建設課】

主な事業//都市計画事業、街路事業、都市再生整備計画事業、市道改良事業

○本市の県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。【港湾班：水産港湾課・建設班：建設課】

主な事業//港湾管理費、河川改修事業、県港湾管理事業負担金

○滞り場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入れに必要な滞り場所を確保していく。【本部事務局：総務課・建設班：建設課】

○石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。【教育班：生涯学習課】

主な事業//文化財保護事業

○博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を小限にとどめる。【教育班：生涯学習課】

○博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく。【教育班：生涯学習課】

○空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保等を促進する。【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

○避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う。【本部事務局・庶務班：総務課】

○災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、エリアメール、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。【本部事務局・庶務班：総務課、政策推進課】

主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災情報通信システム運営事業

○システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。【庶務班：総務課、政策推進課】

○建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。【建設班：建設課】

主な事業//通行障害既存耐震不適格建築物耐震化促進事業

○大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。【本部事務局：総務課】

主な事業//市民総合防災訓練実施事業、自主防災組織育成事業

○大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。【本部事務局：総務課】

○迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める。【本部事務局：総務課】

○本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける。【庶務班：総務課、政策推進課、建設班：建設課】

○市民が適切な避難行動をとれるよう、平時から避難情報が発表されたときの行動について、本市ホームページや広報、防災説明会等により周知・啓発を行う。【本部事務局・庶務班：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する。【本部事務局：総務課】

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す。【本部事務局：総務課】

○大規模災害による火災に備え、市民に対し公表制度による重大違反対象物利用のリスク回避や、住宅用火災警報器の普及率向上等により火災予防の啓発を進めていく。【消防部：消防本部】

○災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る。【消防部：消防本部】

○地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。【消防部：消防本部】

○老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。【建設班：建設課・下水道班：下水道課・環境市民班：生活環境課】

主な事業//、道路ストック長寿命化事業、都市公園・緑地等事業、下水道ストックマネジメント事業(防災・安全交付金)、雨水ポンプ場改築事業

○橋りょうやトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する。【建設班：建設課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業

○港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。【港湾班：水産港湾課】

主な事業//港湾施設等老朽化対策事業、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

○水門や樋門等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める。【農林商工班：農林課】

主な事業//農業水路等長寿命化・防災減災事業

○大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織活性化支援事業（県）、自主防災組織育成事業、防災士育成事業

○地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る。

【本部事務局：総務課、政策推進課】

主な事業//地域自治推進事業、地域づくり支援体制強化事業、自治組織育成事業、コミュニティ施設整備事業

○県地震被害想定では、津波により最大の 770 人の死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。【本部事務局：総務課】

1-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○業務継続計画（BCP）の策定・見直し	H29 策定	—	市
○本市施設耐震化率	84.52% (H27 年度)	—	市
○庁舎や消防施設等災害拠点施設の代替施設設定率	100%	100%	市
○庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率	81% 避難所 65/80	R5：避難所 100%	市
○本市基幹システムのクラウド化	—	R5 基幹系更新時	市
○県災害情報通信システムの導入	H27 導入	R2 更新	県
○本市職員向け研修・訓練の実施	1 回/年	1 回/年	市
○本市防災会議の開催や県防災訓練への参加	3 回/年	3 回/年	市
○本市職員参集メール応答訓練の実施	1 回/年	1 回/年	市
○本市受援計画の策定	—	R3 作成予定	市
○他機関との合同訓練の回数	—	1 回/年	市
○消防力の整備指針に基づく消火資機材（ポンプ車等）の平均充足率	15 台 100%	15 台 100%	市
○消防車両整備計画に基づく整備率	31 台 100%	31 台 100%	市
○耐震性貯水槽の整備基数	—	3 箇所	市
○幼年消防クラブを結成している幼稚園や保育園、こども園の割合	全保育所・幼稚園	全保育所・幼稚園	市
○防災教育に地域と共に取り組んでいる小中学校の割合	17 校/17 校	17 校/17 校	市
○少年消防クラブを結成している小学校の割合	4/12 校	12/12 校	市
○救命入門コースを受講している中学校の割合	3/5 校	5/5 校	市
○火災予防訓練を実施している小中学校の割合	17 校/17 校	17 校/17 校	市
○メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している幼稚園、保育園、こども園の割合	0 園/11 園	11 園/11 園	市
○メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している小中学校の割合	17 校/17 校	17 校/17 校	市
○住宅耐震化率	64.2% (H27 年度)	80% (R2 年度)	市
○公立小中学校（非木造）の耐震化率	97.60%	100%	市
○市営住宅の耐震化率	88.73%	94.36%	市
○児童福祉施設等の耐震化率	72.72%	100%	市
○耐震化を図ったブロック塀の件数	18 か所	18 か所	市
○大規模盛土造成地マップの作成・公表	マップ作成	—	市

	(R1年度)		
○都市計画街路整備の進捗率	41.4% (H30年度)	50.0% (R6年度)	市
○除去した空き家の件数	60件 (H28～H30)	120件 (H30～R3)	市
○災害時応援協定締結数	41件	50件/R3	市
○文化財の耐震化率	6% (1件/15件)	46% (7件/15件)	市
○展示・収蔵方法を見直した博物館等の割合	50% (1施設/2施設)	100% (3施設/3施設) R2年度新施設開 館	市
○市防災メールの登録者	2,310人	5,000人	市
○文化財等の目録等作成割合	50%	90%	市
○防災ヘリ等離着陸場所数	7か所	7か所	市
○本庁等防災拠点における公衆無線LANの整備	70か所	80か所	市
○緊急避難路等が指定された後、通行障害既存不適格建築物の耐震診断にかかる費用の補助を実施	—	20件 (R6年度)	市
○港湾施設の長寿命化計画の策定	55% (H30)	100% (R2)	市
○漁港施設の長寿命化計画の策定	91% (H30)	100% (R3)	市
○住民主体の説明会・防災訓練の開催回数	年1回	年1回	市
○シェイクアウト訓練の実施	1回/年	1回/年	市
○千丈川洪水ハザードマップの作成	H28	—	市
○喜木川洪水ハザードマップの作成	—	R2	市
○内水ハザードマップの作成	—	R5作成	市
○高潮浸水想定ハザードマップの作成	—	R2作成	市
○県総合防災訓練への参加	1回/3年	1回/年	市
○住宅用火災警報器の普及率の向上	67%	80%	市
○橋りょうの長寿命化計画の策定（定期点検含む）	点検1巡目策定 (H30年度)	点検2巡目策定 (R5年度)	市
○トンネルの長寿命化計画の策定（定期点検含む）	点検1巡目 (H30年度)	計画策定 (R2年度)	市
○下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定	R元	R5	市
○下水道ストックマネジメントの取組	—	下水道施設全体第1期 (R元～R5)	市
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了した橋梁数	0橋	62橋 (R5年度)	市
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了したトンネル数	0箇所	2箇所 (R5年度)	市

○自主防災組織率	100%	100%	市
○防災士育成人数	172人	R5/300人	市
○本市地域コミュニティ基本指針に基づき、地域未来ビジョンを策定した地区数及び公民館に配置する地域づくり支援員数の確保	策定地区数 0 支援員数 0	公民館において地域未来ビジョン及び支援員配置は未定	市

1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

○大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する。(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//消防団拠点施設整備事業

○本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。(再掲)【本部事務局：総務課】

○大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む。(再掲)【本部事務局・庶務班：総務課】

主な事業//防災事業

○消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(再掲)【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

○本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。【建設班：建設課】

主な事業//住宅・建築物安全ストック形成事業

○耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)【建設班：建設課・財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課、生涯学習課】

主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小中学校屋外トイレ改修事業、八幡浜児童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化会館施設改修事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業、フェリーターミナルビル整備事業

○施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める。(再掲)【建設班：建設課】

○大規模地震時に、倒壊・破損し、避難路や緊急輸送道路を閉塞する可能性があるブロック塀等の耐震化を促進する。(再掲)【建設班：建設課・教育班：学校教育課】

主な事業//危険ブロック塀等除却改修事業

○堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波(レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。【港湾班：水産港湾課】

主な事業// 県海岸保全施設管理事業

○本市の、県地震被害想定調査で、地震直後の堤防の倒壊による浸水やその後に到達する津波により、深刻な被害の発生が想定されていることから、県と連携し、河川・海岸保全施設等の整備や耐震化、液状化対策に加え、日常的に点検やパトロールを行う。【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//河川改修事業、県港湾管理事業負担金

○津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。【建設班：

建設課・下水道班：下水道課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//県港湾事業負担金、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

○避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う。(再掲)【本部事務局：総務課】

○南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が想定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定を踏まえた消防計画を作成することにより、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく。【本部事務局：総務課】

○臨海部で津波浸水被害が想定されている本市において、地域と企業が連携した災害に強いまちづくり活動を推進し、地域と企業との災害時応援協定の締結や津波避難ビルを確保するとともに実効性のある訓練を実施していく。【本部事務局：総務課】

主な事業//地域・企業等連携防災力強化事業

○災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム (Jアラート)、Lアラート (災害情報共有システム)、緊急速報メール、エリアメール、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。【本部事務局：総務課】

主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災情報通信システム運営事業

○システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。【庶務班：総務課】

○集落から避難所への避難路等の整備に努めるとともに、道路や港湾等における防災対策を着実に進める。【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//市道改良事業、道路ストック長寿命化事業

○施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。【建設班：建設課】

○津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める。【本部事務局：総務課】

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す。(再掲)【本部事務局：総務課】

○地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。(再掲)【消防部：消防本部】

○老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える。

(再掲)【建設班：建設課・下水道班：下水道課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業、都市公園・緑地等事業、下水道ストックマネジメント事業 (防災・安全交付金)、雨水ポンプ場改築事業

○港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。(再掲)【港湾班：水産港湾課】

主な事業//港湾施設等老朽化対策事業、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

○大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大き

な役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。

(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織活性化支援事業(県)、自主防災組織育成事業、防災士育成事業

○地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○地域自治組織の推進や自治会への支援を推進し、災害が起きた時の市民の対応力の向上を図る。(再掲)

【本部事務局：総務課、政策推進課】

主な事業//地域自治推進事業、地域づくり支援体制強化事業、自治組織育成事業、コミュニティ施設整備事業

○県地震被害想定では、津波により最大の770人の死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)【本部事務局：総務課】

1-2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○本市施設耐震化率(再掲)	84.52% (H27年度)	—	市
○本市職員向け研修・訓練の実施(再掲)	1回/年	1回/年	市
○本市職員参集メール応答訓練の実施(再掲)	1回/年	1回/年	市
○他機関との合同訓練の回数(再掲)	—	1回/年	市
○住宅耐震化率(再掲)	64.2% (H25年度)	80% (R2年度)	市
○公立小中学校(非木造)の耐震化率(再掲)	97.60%	100%	市
○市営住宅の耐震化率(再掲)	88.73%	94.36%	市
○児童福祉施設等の耐震化率(再掲)	72.72%	100%	市
○耐震化を図ったブロック塀の件数(再掲)	18か所	18か所	市
○主な水門・ポンプ場等の耐震化率	66.6% (R1年度)	100.0% (R6年度)	市
○主な水門・ポンプ場等の電動化率	43.8% (R1年度)	100.0% (R6年度)	市
○消防計画の提出数(再掲)	97%	100%	市
○津波避難ビル指定箇所数	22か所	22か所	市
○市防災メールの登録者数(再掲)	2,310人	5,000人	市
○本庁等防災拠点における公衆無線LANの整備(再掲)	70か所	80か所	市
○港湾施設の長寿命化計画の策定(再掲)	55% (H30年度)	100% (R2年度)	市
○漁港施設の長寿命化計画の策定(再掲)	91% (H30年度)	100% (R3年度)	市
○津波緊急避難路等整備事業補助金申請件数	年1件	年5件	市

○防災マップの作成・配布	H28	—	市
○橋りょうの長寿命化計画の策定（定期点検含む）（再掲）	点検1巡目策定 (H30年度)	点検2巡目策定 (R5年度)	市
○トンネルの長寿命化計画の策定（定期点検含む）（再掲）	点検1巡目 (H30年度)	計画策定 (R2年度)	市
○下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定（再掲）	R元	R5	市
○下水道ストックマネジメントの取組（再掲）	—	下水道施設全体第1期（R元～R5）	市
○自主防災組織率（再掲）	100%	100%	市
○防災士育成人数（再掲）	172人	R5/300人	市
○住民主体の説明会・防災訓練の開催回数（再掲）	年1回	年1回	市
○本市地域コミュニティ基本指針に基づき、地域未来ビジョンを策定した地区数及び公民館に配置する地域づくり支援員数の確保（再掲）	策定地区数0 支援員数0	公民館において地域未来ビジョン及び支援員配置は未定	市

1-3 台風や集中豪雨等大規模風水害による広域かつ長期的な市街地の浸水や大規模土砂災害等の発生、また暴風雪や雪害等による多数の死傷者の発生

○大規模な水害、土砂災害、高潮災害、津波災害等が発生する恐れがある場合、空振りを恐れず、適切に市民に対し避難指示（緊急）や避難勧告等を発令できるよう、内閣府が作成した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等を参考に、適宜、発令基準の見直しを行うとともに、発令の手順等を取りまとめたマニュアルの作成や、確実に市民に伝達できる手段の確保等を行う。【本部事務局：総務課】

○本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う。（再掲）【本部事務局：総務課】

○本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。（再掲）【本部事務局：；総務課】

主な事業//防災事業

○消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。（再掲）【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

○幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する。（再掲）【福祉班：子育て支援課】

○小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。（再掲）【消防部：消防本部】

○堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//神越ポンプ場管理費、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業、河川改修事業

○港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害

による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、県と連携し、計画的かつ着実に進める。【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//県海岸保全施設管理事業、河川改修事業

○施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、河川管理者・県・市等からなる協議会等を設置して減災のための目標を共有し、中小河川も含めた河川において、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。【本部事務局：総務課・建設部：建設課】

○大規模浸水に備え、雨水渠、雨水ポンプ場、雨水貯留施設等の排水施設の整備を推進する。【建設班：建設課・下水道班：下水道課】

主な事業//神越地区雨水整備事業（防災・安全交付金）、下水道浸水被害軽減総合事業、農村地域防災減災事業

○高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する。【港湾班：水産港湾課】

主な事業//県海岸保全施設管理事業、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業

○施設等の整備にあたっては、コスト縮減を図りながら、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を基本として、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用等に取り組む。【農林商工班：農林課】

主な事業//、農業水路等長寿命化・防災減災事業（排水機場：機能保全計画の策定）

○大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。【建設班：建設課・農林商工班：農林課】

主な事業//がけ崩れ防災対策事業、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金

○大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。【本部事務局：総務課】

○一人でも多くの市民が自力で避難できるよう、健康づくりや介護予防を推進する。【福祉班：福祉事務所、保健センター】

主な事業//健康づくり推進事業、健康診査事業、健康教育推進事業、健康相談事業、訪問指導事業、運動推進事業、自殺対策事業、介護予防・日常生活支援サービス事業、ピロリ菌感染検査事業

○避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う。（再掲）【本部事務局：総務課】

○近年の洪水特性や避難状況等を踏まえ、県と連携し、市民等に対し迅速かつ的確に河川防災情報を提供する。【本部事務局：総務課】

○避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する。（再掲）【庶務班：総務課】

○暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する。【建設班：建設課】

○道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

○主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。【農林商工班：農林課】

主な事業//農山漁村地域整備交付金（橋りょう等：長寿命化計画策定）

○大規模災害における被害を軽減するため、農地を適切に整備して農地の持つ多面的機能（洪水防止、土砂崩壊、土壌侵食防止等）を確保する。【農林商工班：農林課】

主な事業//ほ場整備事業、県営ほ場整備事業、国営ほ場整備事業

○大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクの高い農業用ダムやため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。【農林商工班：農林課】

主な事業//ため池等整備事業、ため池豪雨災害緊急対策事業、農業水利施設ストックマネジメント事業、かんがい排水事業、湛水防除事業、農業用排水路整備事業

○ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。【農林商工班：農林課】

主な事業//農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）

○森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。【農林商工班：農林課】

主な事業//治山事業

○森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。【農林商工班：農林課】

主な事業//鳥獣被害防止総合対策事業

○森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。【農林商工班：農林課】

主な事業//森林・山村多面的機能発揮対策事業

○森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。【農林商工班：農林課】

主な事業//治山事業

○地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保安全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する。【農林商工班：農林課】

○大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める。（再掲）【本部事務局：総務課・建設班：建設課・下水道班：下水道課】

主な事業//防災・安全交付金

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す。（再掲）【本部事務局：総務課】

○市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○水門や樋門、ダム等の河川構造物について、定期点検やパトロール等を通じ適切に維持管理を行うとともに、省力化・高度化に努める等、長寿命化対策を計画的に進める。（再掲）【建設班：建設課】

主な事業//農業水路等長寿命化・防災減災事業

○農地の湛水被害を防止するため、湛水防除施設の整備や長寿命化対策を計画的に実施する。【農林商工班：農林課】

主な事業//農業水路等長寿命化・防災減災事業（排水機場：機能保全計画の策定）

○大規模地震発生直後の被災者の救出や初期消火活動、避難誘導等は地域コミュニティによる「共助」が大きな役割を果たすことになるため、地域の「共助」を担う自主防災組織の育成と活性化に努めるとともに、知識や判断力等を兼ね備えた防災士等の地域防災リーダーの育成に積極的に取り組む。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織活性化支援事業（県）、自主防災組織育成事業、防災士育成事業

○地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。【港湾班：水産港湾課】

主な事業//港湾施設等老朽化対策事業、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

1-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○本市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定	H28 策定	—	市
○本市職員向け研修・訓練の実施（再掲）	1 回/年	1 回/年	市
○本市受援計画の策定（再掲）	—	R3 作成予定	市
○他機関との合同訓練の回数（再掲）	—	1 回/年	市
○幼年消防クラブを結成している幼稚園や保育園、こども園の割合（再掲）	全保育所・幼稚園	全保育所・幼稚園	市
○防災教育に地域と共に取り組んでいる小中学校の割合（再掲）	17 校/17 校	17 校/17 校	市
○少年消防クラブを結成している小学校の割合（再掲）	4 校/12 校	6 校/12 校	市
○救命入門コースを受講している中学校の割合（再掲）	3/5 校	5/5 校	市
○雨水排水用水門の設置基数	32 基	35 基	市
○汚水処理水放流用水門の設置基数	3 基	3 基	市
○大規模氾濫に関する減災対策協議会の開催回数	2 回/年	2 回/年	市
○雨水ポンプ場計画能力整備率	50%	50%	市
○介護予防教室の参加者数	477 人	700 人	市
○本庁等防災拠点における公衆無線 LAN の整備（再掲）	70 か所	80 か所	市
○ため池浸水想定区域図等の策定	H25 策定	—	市
○千丈川洪水ハザードマップの作成（再掲）	H28 作成	—	市
○喜木川洪水ハザードマップの作成（再掲）	—	R2 作成	市
○高潮浸水想定ハザードマップの作成（再掲）	—	R2 作成	市
○住民主体の説明会・防災訓練の開催回数（再掲）	年 1 回	年 1 回	市
○自主防災組織率（再掲）	100%	100%	市
○防災士育成人数（再掲）	172 人	R5/300 人	市
○下水道による都市浸水対策達成率	60%	65%	市
○本市内水ハザードマップの作成（再掲）	—	R5 作成	市
○港湾施設の長寿命化計画の策定（再掲）	55% (H30 年度)	100% (R2 年度)	市
○漁港施設の長寿命化計画の策定（再掲）	91% (H30 年度)	100% (R3 年度)	市

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

○本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。（再掲）

【本部事務局：総務課】

○被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や総合支所にて適切に管理する必要がある。【本部事務局：総務課】

主な事業//災害対応備品等整備事業

○大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。【本部事務局：総務課・財政会計班：税制課】

主な事業//災害対応備品等整備事業

○消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

○大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置、又は電線の地中化等を進める必要がある。【財政会計班：財政課・建設班：建設課】

主な事業//庁舎維持管理事業・病院事業会計負担金・補助金、

○事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。【農林商工班：商工観光課】

主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化学業費奨励金

○特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。【環境市民班：生活環境課】

○エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【環境市民班：生活環境課】

○大規模災害による長期断水を防ぎ、逸早く命の水を供給するため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を着実に進める。【水道班：水道課】

主な事業//水道管路耐震化等推進事業、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金

○災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情報伝達体制を整備する必要がある。【本部事務局：総務課】

主な事業//過疎地防災情報モニター設置事業

○大規模災害により、高規格道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業、大洲・八幡浜自動車道建設促進事業、建設残土処理場築造事業、県営道路整備事業負担金、市道改良事業、橋りょう耐震化事業、八幡浜港フェリー岸壁耐震化事業、大島漁港浮波堤改修事業

○災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。【本部事務局：総務課】

主な事業//防災情報通信システム運営事業

○発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○災害時における飲料水や資材等の支援物資の提供及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認

を行うほか、連携体制の維持・強化を図る必要がある。【本部事務局：総務課】

○家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る必要がある。【本部事務局：総務課】

○本市ホームページや広報紙、防災意識啓発講演や各種防災イベント等あらゆる機会を通じ、市民に対し、住宅の耐震化、家具の固定、7日間程度（うち3日分は非常持出用）の家庭備蓄等事前の防災対策を呼びかける必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

○大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。【水道班】

○地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○津波により、コンテナ等の貨物や船舶・漁具等が流出し、道路・航路の通行・航行に支障を来す可能性があることから、これらの流出対策を行う。（津波漂流物対策、放置艇対策）【港湾班：水産港湾課】

○災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁の整備を着実に進める。【港湾班・水産港湾課】

主な事業//八幡浜港フェリー岸壁耐震化事業

2-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○業務継続計画（BCP）の策定・見直し(再掲)	H29 策定		市
○水・食料の備蓄数	20,603 食	30,000 食	市
○災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保状況	0%	100%	市
○他機関との合同訓練の回数(再掲)	—	1 回/年	市
○無電柱化の推進（JR 八幡浜駅～八幡浜港 道路延長 1.55 k m）	—	インフラ緊急点検 1.1km (R1～R2)	県
○無電柱化の推進（八幡浜港～八幡浜 IC 道路延長 1.7 k m）	—	—	県・市
○孤立する可能性がある集落のうち複数の通信手段を整備している割合	I P無線 R1/17 台	I P無線 R5/34 台	市
○孤立する可能性がある集落のうち複数の通信手段を整備している割合	17 地区自主防災 会へ IP 無線 1 台	17 地区自主防災会 へ IP 無線 2 台	市
○県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加	—	1 回/年	県
○県総合防災訓練への参加（再掲）	1 回/3 年	1 回/年	県
○災害時応援協定締結数（再掲）	41 件	50 件/R3	市
○住民主体の説明会・防災訓練の開催回数(再掲)	年 1 回	年 1 回	市
○配水池の耐震化率	21.50%	43.60%	市
○基幹管路（水道施設）の耐震化率	28.90%	43.50%	市
○重要給水施設への管路の耐震適合率	38.20%	77.60%	市

○八幡浜港の耐震強化岸壁の整備	0 バース	2 バース (R3 年度)	市
-----------------	-------	------------------	---

2-2 山間部において、多数かつ長期にわたり、孤立地域等が発生

○地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する必要がある。【建設班：建設課・商工農林班：農林課】

主な事業//農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）

○空からの救出・救助や物資の輸送等を円滑に行うため、ヘリポートやホイストが可能な場所の確保等を促進する必要がある。（再掲）【消防部：消防本部】

○本市では、市域の多くが山林となっており、大規模災害時には孤立集落の発生が予想されるため、農道や林道等も含めた代替ルートの確保に努める必要がある。【建設班：建設課・農林商工班：農林課】

主な事業//市道改良事業

○孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。【建設班：建設課】

主な事業//災害対応事業（崩土除去等）

○災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。【建設班：建設課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業、大洲・八幡浜自動車道建設促進事業、建設残土処理場築造事業、県営道路整備事業負担金、市道改良事業

○緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

2-2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○ため池浸水想定区域図等の策定（再掲）	H25 策定	—	市
○防災ヘリ等離着陸場所数(再掲)	7 か所	7 か所	市
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了した橋梁数（再掲）	0 橋	62 橋 (R5 年度)	市
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了したトンネル数（再掲）	0 箇所	2 箇所 (R5 年度)	市
○大洲・八幡浜自動車道の供用延長	2.3 k m (H30 年度)	6.1 k m (R4 年度)	県
○2次緊急輸送道路（国道 378 号（江戸岡交差点～西予市境間））の改良率	69% (H30 年度)	73% (R2 年度)	県
○市線双岩南久米線の改良延長	201m (H29 年度)	260m (R4 年度)	市
○市線大平高野地線の改良延長	—	310m (R5 年度)	市
○市線高城名坂線の改良延長	—	108m	市

		(R2 年度)	
○市線真網代三瓶線の改良延長	—	50m (R6 年度)	市
○市道末広線の改良延長	—	80m (R6 年度)	市
○市道田浪線の改良延長	—	120m (R6 年度)	市
○県総合防災訓練への参加 (再掲)	1 回/3 年	1 回/年	県

2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

○大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲) 【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊急通報システム整備事業

○大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対処能力の向上を図る必要がある。(再掲) 【消防部：消防本部】

主な事業//防災事業

○消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。(再掲) 【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

○地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。【本部事務局：総務課】

○災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。(再掲) 【本部事務局：総務課】

主な事業//防災情報通信システム運営事業

○大規模災害に備えて救援物資を受け入れる拠点の確保に努めるとともに、物資の受け入れ手順や体制等について、国や県、関係機関等と連携した訓練や過去の災害における課題等を踏まえ、検証や見直しを行う必要がある。【本部事務局：総務課】

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲) 【本部事務局：総務課】

○災害時には、地域住民等による応急活動や救護活動が必要となるため、救命講習・出前講座等を通して、市民の防災力の向上を図る必要がある。(再掲) 【本部事務局：総務課】

2-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率（再掲）	81% 避難所 65/80	R5：避難所 100%	市
○本市防災会議の開催や県防災訓練への参加（再掲）	1 回/年	1 回/年	市
○他機関との合同訓練の回数（再掲）	—	1 回/年	市
○本市が条例で定める消防団員の定数に対する実人数の割合	実人数 736 人 条例 791 人	実人数 757 人 条例 757 人	市
○県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加（再掲）	1 回/年	1 回/年	県

○広域防災拠点の確保	2箇所	2箇所	市
------------	-----	-----	---

2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

○避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。【本部事務局：総務課】

主な事業//災害対応備品等整備事業

○子どもの安否情報を逐次的確に提供できるようにする等、家族の安全を確信できる条件整備を進める必要がある。(再掲)【福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課】

○滞り場所となり得る公共施設、民間ビル等における受入スペース、備蓄倉庫、受入関連施設の耐震化その他の整備を促進し、帰宅困難者の受入れに必要な滞り場所を確保していく必要がある。(再掲)【本部事務局：総務課】

○避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく必要がある。【建設班：建設課】

主な事業//公園・緑地等事業

○帰宅困難者や避難者に対し、適切な情報提供や水・トイレ等の支援を行うため、コンビニエンスストアや飲食店等のフランチャイズチェーン等と応援協定を締結している県と連携し、各店舗を災害時帰宅支援ステーションとして活用する体制を整備する必要がある。【本部事務局：総務課】

○災害時には観光客が帰宅困難になる可能性があるため、宿泊施設等と連携し、適切な対応が取れるよう対策を進める必要がある。【農林商工班：商工観光課】

○事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画(BCP)の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)【農林商工班：商工観光課】

主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化事業費奨励金

○避難所や本市庁舎等の防災拠点において、災害時に避難者や職員等が必要な情報を円滑に入手できるよう、公衆無線LAN環境の整備を推進する必要がある。(再掲)【庶務班：総務課】

○帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾、鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する必要がある。【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

○鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する必要がある。【庶務班：政策推進課】

2-4 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○本市指定避難所における防災倉庫設置率	81% (65/85)	100%	市
○メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している幼稚園、保育園、こども園の割合(再掲)	0園/11園	11園/11園	市
○メール配信や連絡網等逐次的に連絡できる体制を整備している小中学校の割合(再掲)	17校/17校	17校/17校	市
○災害時応援協定締結数(再掲)	41件	50件/R3	市
○都市計画区域内の住民一人当たりの都市公園面積	7.3㎡/人 (H30年度)	10.0㎡/人 (R6年度)	市

○災害時帰宅支援ステーションの整備数	0 件	1 件	市
○本庁等防災拠点における公衆無線 LAN の整備（再掲）	70 か所	80 か所	市
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了した橋梁数（再掲）	0 橋	62 橋 (R5 年度)	市
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了したトンネル数(再掲)	0 箇所	2 箇所 (R5 年度)	市

2-5 医療・保健・福祉関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺

○耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。（再掲）

【財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課、生涯学習課】

主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小中学校屋外トイレ改修事業、八幡浜児童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化活動センター施設新築事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業

○大規模災害時における電力供給の途絶に備え、自家発電設備や燃料タンクの設置等を進める必要がある。（再掲）【福祉班：保健センター】

主な事業//病院事業会計負担金・補助金

○県と連携して災害医療コーディネータを軸とした「愛媛県医療救護活動要領」に基づく災害医療体制の充実強化を図る必要がある。【福祉班：保健センター】

主な事業//病院事業会計負担金・補助金

○災害時に医療支援が必要な難病患者等の慢性疾患患者に対して迅速な対応ができるよう、医療機関等に対する支援体制の強化を図る必要がある。【福祉班：保健センター】

主な事業//病院事業会計負担金・補助金

○医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。【本部事務局：総務課・福祉班：保健センター】

主な事業//病院事業会計負担金・補助金

○大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHIS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。【福祉班：保健センター】

○大規模災害時に、重症患者の広域搬送等を円滑に行うため、ドクターヘリや消防防災ヘリ等の効率的な運用等を進める必要がある。【消防部：消防本部】

○福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。【福祉班：保健福祉課】

主な事業//社会福祉協議会運営事業

○災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災情報通信システム運営事業

○発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

2-5 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○公立小中学校（非木造）の耐震化率（再掲） ※国の耐震基準の耐震化率であり、SRF 工法による耐震化は完了済み。	97.60%	100%	市
○市営住宅の耐震化率(再掲)	88.73%	94.36%	市
○児童福祉施設等の耐震化率(再掲)	72.72%	100%	市
○EMI S等を活用した訓練の実施回数	年1回	年1回	市
○ドクターヘリ離着陸場所数	7か所	7か所	市
○本市福祉避難所設置運営マニュアルの策定	—	5か所(100%)	市
○県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加(再掲)	1回/年	1回/年	県
○県総合防災訓練への参加（再掲）	1回/3年	1回/年	県
○市内医療機関の医療情報ネットワークの構築(再掲)	0医療機関	20医療機関	市
○福祉避難所に指定している2カ所の養護老人ホームの統合・改築	—	R4年度改築	市

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

○医薬品・医療資機材の供給・調達については、平常時から、関係者の役割分担等を明確にし、災害時に医薬品等が適切かつ迅速に供給できる体制を構築する必要がある。(再掲)【本部事務局：総務課・福祉班：保健センター】

主な事業//病院事業会計負担金・補助金

○大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMI S（広域災害救急医療情報システム）やDMH I S S（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。(再掲)【福祉班：保健センター】

○大規模災害時における疫病・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。【福祉班：保健センター】

主な事業//予防事業

○被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の受援体制を構築する必要がある。【福祉班：保健センター】

○大規模災害によって発生した多くの遺体が速やかに火葬できない事態に備え、県内市町と連携した広域火葬体制の構築や支援体制の強化を進める必要がある。【環境市民班：生活環境課】

主な事業//やすらぎ聖苑運営事業

○大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画（BCP）を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する必要がある。【下水道班：下水道課】

○大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備（耐震化等防災対策を含む）・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。【建設班：建設課・下水道班：下水道課】

主な事業//社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、神越地区雨水整備事業（防災・安全交付金）、下水道浸水被害軽減総合事業、神越雨水ポンプ場整備事業

○大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の老朽化対策を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する必要がある。【建設班：建設課・下水道班：下水道課】

主な事業//下水道ストックマネジメント事業(防災・安全交付金)、神越地区雨水整備事業(防災・安全交付金)、下水道浸水被害軽減総合事業、神越雨水ポンプ場整備事業

2-6 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○EMIS等を活用した訓練の実施回数（再掲）	年1回	年1回	市
○下水道BCP策定	H27策定	随時更新	市
○本市内水ハザードマップの作成（再掲）	—	R5作成	市
○下水道処理場及びポンプ場の耐震化率	75%	80%	市
○地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率	100%	100%	市
○下水道による雨水整備率	60%	65%	市
○下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定（再掲）	R元	R5	市
○下水道による都市浸水対策達成率（再掲）	60%	65%	市
○下水道ストックマネジメント事業（再掲）	—	下水道施設全体 第1期(R元～R5)	市

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○避難所に防災倉庫等を設置して、毛布やトイレ、発電機等防災資機材の充実を図る必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//災害対応備品等整備事業

○耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。（再掲）

【財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課、生涯学習課】

主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小中学校屋外トイレ改修事業、八幡浜児童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化活動センター施設新築事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業

○施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。（再掲）【財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課、生涯学習課】

○被災した宅地や住宅の危険度を的確に判定するため、被災宅地危険度判定士や地震被災建築物応急危険度判定士等の育成と連携を推進する必要がある。【建設班：建設課】

○大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHIS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。（再掲）【福祉班：保健センター】

○避難行動要支援者名簿を作成・更新し、大規模災害発生時に避難支援等関係者に対して情報提供を行う必要がある。(再掲) 【本部事務局：総務課】

○被災地の避難所において、発災直後から、被災者の健康状態の把握や感染症予防、メンタルケア等の保健活動を速やかに実施できる体制を整備するとともに、県と連携し、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)の受援体制を構築する必要がある。(再掲)【福祉班：保健センター】

○福祉避難所の指定促進や支援を行う人材の育成等、支援体制を整える必要がある。(再掲)【福祉班：保健福祉課】

主な事業//社会福祉協議会管理運営事業

○大規模災害による長期断水を防ぎ、逸早く命の水を供給するため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を着実に進める。(再掲)【水道班：水道課】

主な事業//水道管路耐震化等推進事業、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金

○避難所において、良好な生活環境の確保を図るため、運営する人材の育成に努める必要がある。【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す必要がある。(再掲)【本部事務局：総務課】

○避難所において、認知症の症状が悪化する等の二次被害が懸念されることから、認知症サポーター養成講座等を活用しながら、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を行い、被害の低減を図る必要がある。【福祉班：社会福祉課】

主な事業//認知症サポーター養成事業

○飼い主に対して、ペットの適正な飼育や災害への備え等に関する普及啓発を行う必要がある。【環境市民班：生活環境課】

○大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する必要がある。(再掲)【水道班：水道課】

2-7 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○本市指定避難所における防災倉庫設置率(再掲)	81% (65/80)	100%	市
○公立小中学校(非木造)の耐震化率(再掲)	97.60%	100%	市
○市営住宅の耐震化率(再掲)	88.73%	94.36%	市
○児童福祉施設等の耐震化率(再掲)	72.72%	100%	市
○EMIS等を活用した訓練の実施回数(再掲)	年1回	年1回	市
○本市福祉避難所設置運営マニュアルの策定(再掲)	—	5か所(100%)	市
○住民主体の説明会・防災訓練の開催回数(再掲)	年1回	年1回	市
○本市避難所運営マニュアルの策定及び見直し	80ヶ所	80ヶ所	市
○認知症サポーターの人数	5,878人	6,500人	市
○基幹管路(水道施設)の耐震化率(再掲)	28.90%	43.50%	市
○重要給水施設への管路の耐震適合率(再掲)	38.20%	77.60%	市
○配水池の耐震化率(再掲)	21.50%	43.60%	市

3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の行政機能の大幅な低下

○本市業務継続計画（BCP）を最新の知見等を踏まえ、適切に改定を行う必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

○大規模災害に備え、本市施設の耐震化等防災対策を推進する必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】
主な事業//消防団拠点施設整備事業

○庁舎や消防施設等災害拠点施設が被災により使用できない場合を想定して設定している代替施設を適宜見直ししていく必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

○大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊急通報システム整備事業

○大規模災害時の拠点となる庁舎や消防施設等において、災害対応に必要な資機材の整備や職員用食料等の備蓄等執務環境の整備に努める必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//災害対応備品等整備事業

○大規模災害時に、国や県、県内他市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。（再掲）【本部事務局・庶務班：総務課】

主な事業//電子計算機処理業務（自治体クラウド）、通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業（消防RPA）

○本市職員が円滑な災害対応を図れるよう、各種研修や訓練を継続して行う必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

○大規模災害時に被災地で救出・救助の中心となる自衛隊、警察、消防、海保等について、平時から連携を密にして情報共有や意見交換等を行うとともに、連携を強化するための各種訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○大規模災害を想定した職員の安否確認及び連絡手段の確保や災害対応マニュアルを整備し、初動体制の強化に取り組む必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○被災から速やかに生活が再建できるよう、罹災証明の発行、災害救助法や被災者生活再建支援法に基づく支援金の支給等の事務について、速やかに実施できる体制を整備する必要がある。【調査班：税務課】

主な事業//被災者生活再建支援システム構築事業、災害救助事業

○災害発生時における被留置者等の避難又は解放の措置について、留置施設や矯正施設等を所管する関係機関等との相互連絡体制を構築する必要がある。【本部事務局：総務課】

○消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

○県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体

制の充実と継続的な訓練の実施が必要である。【本部事務局：総務課】

○地域や事業所等に働きかけ、消防団員の確保に努める必要がある。(再掲) 【本部事務局：総務課】

○耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る必要がある。(再掲)

【財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課、生涯学習課】

主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小中学校屋外トイレ改修事業、八幡浜児童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化活動センター施設新築事業、総合支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業

○施設の耐震化にあたっては、主要構造部分の耐震化だけでなく、つり天井等非構造部材の耐震対策も合わせて進めるほか、家具の固定や窓ガラスの飛散防止、エレベーターの防災対策等、建物全体の安全対策を総合的に進める必要がある。(再掲)【財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課、生涯学習課】

○大規模災害における、迅速かつ的確な医療救護活動等の展開やDMAT・DPATの受け入れを円滑に行うため、EMIS（広域災害救急医療情報システム）やDMHIS（災害精神保健医療情報支援システム）の運用体制を整備する必要がある。(再掲)【福祉班：保健センター】

○事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。(再掲)【農林商工班：商工観光課】

主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化事業費奨励金

○老朽化等が進む本市施設の長寿命化対策を推進するため、インフラ長寿命化計画を策定し、計画的に管理を行うことにより、災害時においても、必要な業務を継続して実施できる環境を整える必要がある。(再掲)

【建設班：建設課・下水道班：下水道課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業、都市公園・緑地等事業、下水道ストックマネジメント事業（防災・安全交付金）

3-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○業務継続計画（BCP）の策定・見直し(再掲)	H29 策定	—	市
○本市施設耐震化率（再掲）	84.52% (H27 年度)	—	市
○庁舎や消防施設等災害拠点施設の代替施設設定率(再掲)	100%	100%	市
○庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率（再掲）	81% 避難所 65/80	100% R5：避難所 100%	市
○災害対策本部職員の食料及び飲料水の確保状況（再掲）	—	R2（100%）	市
○本市基幹システムのクラウド化(再掲)	—	R5(基幹系更新時)	市
○県災害情報通信システムの導入（再掲）	H27 導入	R2 更新	県
○本市職員向け研修・訓練の実施（再掲）	1 回/年	1 回/年	市

○本市防災会議の開催や県防災訓練への参加(再掲)	1回/年	1回/年	市
○本市職員参集メール応答訓練の実施(再掲)	1回/年	1回/年	市
○本市受援計画の策定(再掲)	—	R3策定予定	市
○被災者生活再建支援システムの導入	R1	—	市
○大洲刑務支所との連絡網の整備	H30	—	市
○他機関との合同訓練の回数(再掲)	—	各1回/年	市
○緊急消防援助隊・県内応援における訓練回数	1回/年	1回/年	市
○愛媛県消防防災航空隊との合同訓練回数	1回/年	1回/年	市
○本市が条例で定める消防団員の定数に対する実人数の割合(再掲)	実人数736人 条例791人	実人数757人 条例757人	市
○公立小中学校(非木造)の耐震化率(再掲)	97.60%	100%	市
○市営住宅の耐震化率(再掲)	88.73%	94.36%	市
○児童福祉施設等の耐震化率(再掲)	72.72%	100%	市
○EMIS等を活用した訓練の実施回数(再掲)	年1回	年1回	市
○橋りょうの長寿命化計画の策定(定期点検含む)(再掲)	点検1巡目策定 (H30年度)	点検2巡目策定 (R5年度)	市
○トンネルの長寿命化計画の策定(定期点検含む)(再掲)	点検1巡目 (H30年度)	計画策定 (R2年度)	市
○下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定(再掲)	R元	R5	市
○下水道ストックマネジメントの取組(再掲)	—	下水道施設全体第1期 (R元~R5)	市
○保健センター建設	—	R6	市
○太陽光発電設備を整備し、高効率空調やLED照明による省エネルギー化を図る	未設置	庁舎100%整備	市
○電力供給停止時において72時間稼働可能な非常用電源、蓄電池等の整備	28時間稼働	72時間稼働	市
○避難用バス購入(更新)	2台	2台	市

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

○大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの確保対策を進める必要がある。(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット119緊急通報システム整備事業

○大規模災害時に、国や県、県内他市町との関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)【本部事務局・庶務班：総務課】

主な事業//電子計算機処理業務(自治体クラウド)、通信回線再構築事業、スマートシティ構築トリアル事業(消防RPA)

○災害時における通信規制及び電話回線の損傷等に備え、過疎地防災情報モニターや衛星携帯電話等による情

報伝達体制を整備する必要がある。(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//過疎地防災情報モニター設置事業

4-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	備考
○庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率（再掲）	81% 避難所 65/80	R5：避難所 100%	市
○本市基幹システムのクラウド化(再掲)	—	R5(基幹系更新時)	市
○県災害情報通信システムの導入（再掲）	H27 導入	R2 更新	市
○孤立する可能性がある集落のうち複数の通信手段を整備している割合（再掲）	I P無線 R1/17 台	I P無線 R5/34 台	市
○公共施設等への再生可能エネルギーの導入	—	R3 年度	市
○太陽光発電設備を整備し、高効率空調やLED照明による省エネルギー化を図る(再掲)	未設置	庁舎 100%整備	市
○電力供給停止時において 72 時間稼働可能な非常用電源、蓄電池等の整備(再掲)	28 時間稼働	72 時間稼働	市

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

○テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対する確な情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（Jアラート）等の充実を図るとともに、緊急速報メールやエリアメール、本市SNS等の普及を促進する必要がある。

【本部事務局：総務課】

4-2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○市防災メールの登録者数(再掲)	2,310 人	R3/5000 人	市

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

○大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る必要がある。(再掲)【本部事務局・庶務班：総務課】

主な事業//電子計算機処理業務（自治体クラウド）、通信回線再構築事業、スマートシティ構築トライアル事業（消防RPA）

○小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実を図るとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する必要がある。(再掲)【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

○本市地域防災計画にて要配慮者利用施設に位置づけられている事業所について、避難確保計画の作成指導を引き続き行っていく必要がある。【本部事務局：総務課】

○高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等、特に配慮を要する「要配慮者」、ペット等の受入れについて、発災時にスムーズに対応できるよう避難所運営マニュアルの適宜見直しや支援マニュアル等の作成を検討する

必要がある。【本部事務局：総務課】

- 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、エリアメール、本市ホームページ・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災行政無線デジタル化事業

- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

- テレビ・ラジオ放送が中断した際にも、市民に対する確かな情報提供が出来るよう、同報系防災行政無線等情報通信施設の整備を進めるほか、Lアラート（災害情報共有システム）や全国瞬時警報システム（Jアラート）等の充実を図るとともに、緊急速報メールやエリアメール、本市SNS等の普及を促進する。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

- 災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 大規模災害による被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが、自分の生活している地域の危険度を把握した上で、災害関連情報を正しく理解し、直ちに適切な避難行動をとることが重要であることから、防災説明会や本市総合防災訓練等、あらゆる機会を捉え、地域における災害の発生リスクや適切な対処方法等の周知・啓発を行い、市民の防災・減災意識の高揚に努める。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//市防災訓練実施事業、自主防災組織育成事業

- 大規模災害発生時に速やかに自分の身を守る行動がとれるよう、シェイクアウト訓練や避難訓練等市民を対象とした実働的な訓練を実施する等、災害対応で7割を占めるとされる「自助」を推進する。（再掲）【本部事務局：総務課】

- 迅速かつ適切に避難等の防災対応を行うため、本市、防災関係機関はもとより、市民や事業者においても、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」をあらかじめ時系列で整理した「タイムライン（防災行動計画）」の作成を進める。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

- 緊急時における避難ルートの検討や災害時要配慮者への支援等必要な取組みを進めるとともに、それらの実効性を高めるため、県と連携し、関係機関や市民が参加する訓練を実施する。（再掲）【本部事務局：総務課】

4-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○本市基幹システムのクラウド化(再掲)	—	R5(更新時)	市
○県災害情報通信システムの導入(再掲)	H27 導入	R2 更新	市
○本市避難勧告等の判断・伝達マニュアルの策定（再掲）	H28	R1 改正	市
○防災教育に地域と共に取組んでいる小中学校の割合(再掲)	17校/17校	17校/17校	市
○少年消防クラブを結成している小学校の割合(再掲)	4小学校	4小学校	市

○救命入門コースを受講している中学校の割合(再掲)	3/5校	5/5校	市
○要配慮者利用施設における避難確保計画の策定率	0%	100%	市
○本市福祉避難所設置運営マニュアルの策定(再掲)	—	5か所(100%)	市
○本市避難所運営マニュアルの策定及び見直し(再掲)	80ヶ所	80ヶ所	市
○県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加(再掲)	1回/年	1回/年	県
○シェイクアウト訓練の実施(再掲)	1回/年	1回/年	市
○住民主体の説明会・防災訓練の開催回数(再掲)	年1回	年1回	市
○県総合防災訓練への参加(再掲)	1回/3年	1回/年	市

5 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による経済活動の低下

○事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する必要がある。（再掲）【農林商工班：商工観光課】

主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化学業費奨励金

○特に燃料供給については、関係団体等と情報交換を行う等連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう対策を進める必要がある。（再掲）【環境市民班：生活環境課】

○エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。（再掲）【環境市民班：生活環境課】

○燃料供給のサプライチェーンの維持のため、いわゆる SS 過疎地問題の解決に向けた対策を推進するほか、燃料備蓄等需要家側の対策についても支援を強化する必要がある。【環境市民班：生活環境課】

主な事業//SS 過疎地対策検討支援事業

○災害に強い産業構造を構築するために、企業の本社機能等の誘致・拡充を積極的に支援するとともに、誘致・拡充が円滑に進むよう、事業環境の整備を総合的に推進する必要がある。【農林商工班：商工観光課】

主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化学業費奨励金

○孤立を迅速に解消するため、国や県、民間事業者等と連携し、道路等の早期啓開体制を整備する必要がある。（再掲）【建設班：建設課】

主な事業//災害対応事業（崩土除去等）

○大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確保するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する必要がある。（再掲）【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業、大洲・八幡浜自動車道建設促進事業、建設残土処理場築造事業、県営道路整備事業負担金、市道改良事業、橋りょう耐震化事業、八幡浜港フェリー岸壁耐震化事業、大島漁港浮防波堤改修事業

○暴風雪、豪雪に備え、国や県、関係機関と連携し、災害発生時に迅速に道路復旧対応等を実行できる体制を維持する必要がある。（再掲）【建設班：建設課】

○災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する必要がある。（再掲）【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業、大洲・八幡浜自動車道建設促進事業、建設残土処理場築造事業、県営道路整備事業負担金、市道改良事業○災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める必要がある。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災情報通信システム運営事業

- 港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。（再掲） 【港湾班：水産港湾課】
- 農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する必要がある。【港湾班：水産港湾課、農林商工班：農林課】
- 津波により、コンテナ等の貨物や船舶・漁具等が流出し、道路・航路の通行・航行に支障を来たす可能性があることから、これらの流出対策を行う。（津波漂流物対策、放置艇対策）【港湾班：水産港湾課】
- 災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁の整備を着実に進める。【港湾班・水産港湾課】

主な事業//八幡浜港フェリー岸壁耐震化事業

- 水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める。【港湾班：水産港湾課】

主な事業//水産基盤整備事業

5-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了した橋梁数（再掲）	0 橋	62 橋 (R5 年度)	市
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了したトンネル数（再掲）	0 箇所	2 箇所 (R5 年度)	市
○大洲・八幡浜自動車道の供用延長（再掲）	2.3 km (H30 年度)	6.1 km (R4 年度)	県
○2次緊急輸送道路（国道 378 号（江戸岡交差点～西予市境間））の改良率（再掲）	69% (H30 年度)	73% (R2 年度)	県
○市線双岩南久米線の改良延長（再掲）	201m (H29 年度)	260m (R4 年度)	市
○市線大平高野地線の改良延長（再掲）	—	310m (R5 年度)	市
○市線高城名坂線の改良延長（再掲）	—	108m (R2 年度)	市
○市線真網代三瓶線の改良延長（再掲）	—	50m (R6 年度)	市
○市道末広線の改良延長（再掲）	—	80m (R6 年度)	市
○市道田浪線の改良延長（再掲）	—	120m (R6 年度)	市
○八幡浜港の耐震強化岸壁の整備（再掲）	0 バース	2 バース (R3 年度)	市
○八幡浜漁港の主要陸揚げ岸壁等の耐震・耐津波強化	—	100%	市
○漁港の業務継続計画（BCP）の策定（再掲）	—	R3 策定	市
○県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加（再掲）	1 回/年	1 回/年	県

掲)			
○公共施設等への再生可能エネルギーの導入(再掲)	—	R3 年度	市
○太陽光発電設備を整備し、高効率空調やLED照明による省エネルギー化を図る(再掲)	未設置	庁舎 100%整備	市
○電力供給停止時において 72 時間稼働可能な非常用電源、蓄電池等の整備(再掲)	28 時間稼働	72 時間稼働	市

5-2 金融サービス等の機能停止による国民生活・商取引への甚大な影響

○大規模災害時において、金融機能が維持できるよう、災害対策の実施を金融機関へ働きかける必要がある。

【農林商工班：商工観光課】

5-3 食料等の安定供給の停滞や物流機能等の大幅な低下

○被災者支援のために水や食料等の計画的な備蓄を進め、効率的に配送できるよう防災倉庫や総合支所に適切に管理する。(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//災害対応備品等整備事業

○事業者に対して、被害や生産力の低下を最小限に抑える事業継続計画（BCP）の策定を支援し、自主防災体制の整備や災害に備えた備蓄、災害時のサプライチェーンの確保を促進する。(再掲)【農林商工班：商工観光課】

主な事業//企業立地促進奨励金、事業継続強化学業費奨励金

○災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する。(再掲)【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業、大洲・八幡浜自動車道建設促進事業、建設残土処理場築造事業、県営道路整備事業負担金、市道改良事業

○大規模災害時における人や物資等の緊急輸送に備え、災害時に円滑に緊急輸送等の支援活動が実施できるよう、訓練等を通じ連携を深めるとともに、情報共有に努める等、実効性を高めるための取組みを推進する。【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○水産物の生産・流通の重要拠点である漁港において、主要陸揚げ岸壁等の重要施設の耐震・耐津波強化対策を着実に進める。(再掲)【港湾班：水産港湾課】

主な事業//水産基盤整備事業

○港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める。(再掲)【港湾班：水産港湾課】

○災害時における飲料水や資材等の支援物資及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る。(再掲)【本部事務局：総務課】

○家庭における備蓄や本市による備蓄を補完するため、個人で備蓄することが困難な物資や、災害時に特に需要のある物資の備蓄拡充に努めるとともに、民間企業・団体等との応援協定の締結を促進することにより、流通備蓄の確保を図る。(再掲)【本部事務局：総務課】

○農業や漁業におけるサプライチェーンの寸断を防ぐため、流通の中心となる農業協同組合や漁業協同組合と連携し、防災対策を促進する。(再掲)【農林商工班：農林課・港湾班：水産港湾課】

○大規模災害時に、食料等の安定供給を図るため、農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力

強化に向けた生産基盤の整備等を進める。【【農林商工班：農林課・港湾班：水産港湾課】

○大規模災害時に、農林水産業の被害を最小限に抑え、速やかに被災農地や漁港等を復旧し、事業を再開するため、農林水産業版の事業継続計画（BCP）の策定を推進する。【農林商工班：農林課・港湾班：水産港湾課】

○津波により、コンテナ等の貨物や船舶・漁具等が流出し、魚市場の復旧に支障を来たす可能性があることから、これらの流出対策を行う必要がある。】（津波漂流物対策、放置艇対策）【港湾班：水産港湾課】

主な事業//漁港機能増進事業

5-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○水・食料の備蓄数（再掲）	20,603 食	30,000 食	市
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了した橋梁数（再掲）	0 橋	62 橋 (R5 年度)	市
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了したトンネル数（再掲）	0 箇所	2 箇所 (R5 年度)	市
○大洲・八幡浜自動車道の供用延長（再掲）	2.3 km (H30 年度)	6.1 km (R4 年度)	県
○2次緊急輸送道路（国道378号（江戸岡交差点～西予市境間））の改良率（再掲）	69% (H30 年度)	73% (R2 年度)	県
○市線双岩南久米線の改良延長（再掲）	201m (H29 年度)	260m (R4 年度)	市
○市線大平高野地線の改良延長（再掲）	—	310m (R5 年度)	市
○市線高城名坂線の改良延長（再掲）	—	108m (R2 年度)	市
○市線真網代三瓶線の改良延長（再掲）	—	50m (R6 年度)	市
○市道末広線の改良延長（再掲）	—	80m (R6 年度)	市
○市道田浪線の改良延長（再掲）	—	120m (R6 年度)	市
○八幡浜漁港の主要陸揚げ岸壁等の耐震・耐津波強化（再掲）	—	100%	市
○漁港の業務継続計画（BCP）の策定（再掲）	—	R3 策定	市
○県総合防災訓練への参加（再掲）	3年に1回	年1回	県
○災害時応援協定締結数（再掲）	41 件	50 件/R3	市

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道、通信等）の長期間にわたる機能停止

○大規模災害時に救助や復旧活動等に必要なエネルギー供給の長期途絶を回避するため、平時から各ライフライン機関との連携体制を強化し、電線の地中化等を推進する。【環境市民班：生活環境課・建設班：建設課】

○長期間にわたる電気の供給停止時にも、家庭や事業所で電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入を推進する。【環境市民班：生活環境課】

主な事業//新エネルギー等関連設備導入促進事業

○エネルギー供給源の多様化を図るため、家庭や事業所、避難所等に太陽光、バイオマス、中小水力、風力等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する。(再掲)【環境市民班：生活環境課】

○大規模災害による電力不足に備え、電力事業者と協議し、あらかじめ電力復旧のための拠点となる場所を確保しておく。【本部事務局：総務課】

○大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と連携して、施設や設備の耐震化等防災対策を進める。【本部事務局：総務課】

○迅速な復旧復興のためには、各ライフライン事業者が連携して業務を進めることが重要であることから、平時から情報共有や意見交換を行うとともに、顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。【本部事務局：総務課】

○大規模災害による長期断水を防ぎ、逸早く命の水を供給するため、水道施設の耐震化及び老朽化対策を着実に進める。(再掲)【水道班：水道課】

主な事業//水道管路耐震化等推進事業、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金

○迅速な復旧復興・平時における上水道のインフラメンテナンス等を担う地域に精通した水道の技能者等民間の人材の確保・育成を図る。【水道班：水道課】

○水道施設が被災した場合に、迅速かつ適切に応急給水及び応急復旧作業を遂行できるよう、危機管理対策マニュアルを策定するとともに、関係機関である日本水道協会、管工事組合等と連携し訓練を行い、体制の構築強化を図る。【水道班：水道課】

○限りある水資源を有効に活用するため、実態に応じた水利用の調整に努めるとともに、水源地域の森林整備や農地の保全、地下水の保全等を通じ、健全な水循環の保全を進める。【水道班：水道課】

主な事業//水源の森整備事業

○水資源の重要性に関する啓発を行い、市民の節水意識の高揚に努め、節水型社会づくりを推進する。【水道班：水道課】

○災害時における飲料水や資材等の支援物資及び応急復旧に関し、今後も民間企業や各種団体等との応援協定を積極的に進めるとともに、既に協定を締結している企業や各種団体等については、連絡窓口の確認を行うほか、連携体制の維持・強化を図る。(再掲)【本部事務局：総務課】

○現行の用水供給整備水準を超える渇水等は、気候変動等の影響により今後更なる高頻度化・激甚化が進むと思われるため、関係者による情報共有を促進するとともに、総合的な渇水対策を行う。【水道班：水道課】

○大規模災害による電力、ガス、通信等のライフラインの長期停止を回避するため、事業者と顔の見える関係を構築し、連携体制を強化する。【本部事務局：総務課】

○大規模災害による長期断水を防ぐため、水道施設の老朽化対策を着実に推進する。(再掲)【水道班：水道課】

○本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。【建設班：建設課】

主な事業//住宅・建築物安全ストック形成事業

○県地震被害想定では、最大の 770 人の津波による死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる市民の安全性を保つよう継続して求めていく。(再掲)【本部事務局：総務課】

○大規模災害により、汚水処理施設が被災し機能不全となる可能性があることから、施設の耐震化や防災対策を推進する必要がある。【港湾班：水産港湾課・下水道班：下水道課】

6-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○無電柱化の推進(JR 八幡浜駅～八幡浜港 道路延長 1.55 k m) (再掲)	—	インフラ緊急点検 1.1km (R1～R2)	県
○無電柱化の推進(八幡浜港～八幡浜 IC 道路延長 1.7 k m) (再掲)	—	—	県・市
○四国電力(株)との災害時応援協定の締結	締結済	H30 覚書追加	市
○災害時応援協定締結数(再掲)	41 件	50 件/R3	市
○基幹管路(水道施設)の耐震化率(再掲)	28.90%	43.50%	市
○重要給水施設への管路の耐震適合率(再掲)	38.20%	77.60%	市
○配水池の耐震化率(再掲)	21.50%	43.60%	市
○公共施設等への再生可能エネルギーの導入(再掲)	—	R3 年度	市
○太陽光発電設備を整備し、高効率空調やLED照明による省エネルギー化を図る(再掲)	未設置	庁舎 100%整備	市
○電力供給停止時において72時間稼働可能な非常用電源、蓄電池等の整備(再掲)	28 時間稼働	72 時間稼働	市
○下水道処理場及びポンプ場の耐震化率(再掲)	75%	80%	市

6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

○大規模災害の被害から迅速な復旧が図られるよう、県等と連携して、下水道施設の業務継続計画(BCP)を策定し、管理機関間の相互連携や代替性の確保等、継続して施設等を稼働させるための体制整備を促進する。(再掲)【下水道班：下水道課】

○大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の計画的な設備の整備(耐震化等防災対策を含む)・管理を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。(再掲)【建設班：建設課・下水道班：下水道課】

主な事業//社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、神越地区雨水整備事業(防災・安全交付金)、下水道浸水被害軽減事業、神越ポンプ場整備事業

○浄化槽については、災害に強い合併浄化槽の整備を促進する。【下水道班：下水道課】

主な事業//浄化槽設置整備事業、合併浄化槽維持管理事業

○大規模災害に備えて、下水道施設、ポンプ場等の老朽化対策を行うとともに、大雨時の内水排除や応急対応に必要な防災体制の整備を推進する。(再掲)【建設班：建設課・下水道班：下水道課】

主な事業//下水道ストックマネジメント事業(防災・安全交付金)、神越雨水ポンプ場整備事業、神越地区雨水整備事業(防災・安全交付金)、下水道浸水被害軽減事業

○大規模災害により、汚水処理施設が被災し機能不全となる可能性があることから、施設の耐震化や防災対策を推進する必要がある。【港湾班：水産港湾課・下水道班：下水道課】

主な事業//農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金

6-2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○下水道 BCP 策定（再掲）	H27 策定	随時更新	市
○下水道による都市浸水対策達成率（再掲）	60%	65%	市
○本市内水ハザードマップの作成（再掲）	—	R5 作成	市
○下水道処理場及びポンプ場の耐震化率（再掲）	75%	80%	市
○地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率（再掲）	100%	100%	市
○合併処理浄化槽普及率	45%	60%	市
○下水道による雨水整備率（再掲）	60%	65%	市
○下水道施設におけるストックマネジメント計画の策定（再掲）	R 元	R5	市
○下水道ストックマネジメントの取組（再掲）		下水道全体第 1 期(R 元～R5)	市

6-3 基幹的な地域交通ネットワーク（陸、海）の長期間にわたる機能停止

○大規模災害により、高速道路、国道、県道、市道、海上輸送路等の幹線となる交通ネットワークが分断される可能性があることから、国や県、関係機関等と連携し、代替ルートを確認するための検討や、各種交通施設の耐震化や整備等の防災対策を推進する。（再掲）【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業、大洲・八幡浜自動車道建設促進事業、建設残土処理場築造事業、県営道路整備事業負担金、市道改良事業、橋りょう耐震化事業、八幡浜港フェリー岸壁耐震化事業、大島漁港浮波堤改修事業

○道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。（再掲）【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

○災害に強い地域道路ネットワークを構築するため、緊急輸送道路や避難・救援道路、孤立のおそれのある迂回路のない路線等における整備を推進するとともに、橋りょうの耐震化対策、トンネルや法面の保全等の防災対策を推進する。（再掲）【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業、大洲・八幡浜自動車道建設促進事業、建設残土処理場築造事業、県営道路整備事業負担金、市道改良事業

○災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。【建設班：建設課】

○海拔表示板等を整備して災害時における避難誘導の支援を行う。【本部事務局：総務課】

○主要道路の代替ルートや避難道路となる農道や林道について橋りょうの架け替えや補強、法面改良や舗装等の防災対策を進める。（再掲）【農林商工班：農林課】

主な事業//農山漁村地域整備交付金（橋りょう等：長寿命化計画策定）

○災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。（再掲）

【本部事務局：総務課】

主な事業//防災行政無線デジタル化事業

○災害時に海上輸送拠点となる港湾において、大規模地震や津波が発生した場合にも使用できる耐震強化岸壁の整備を着実に進めるとともに、防災拠点となるフェリーターミナルビルの整備を着実に進める。

（再掲）【港湾班：水産港湾課】

主な事業//フェリーターミナル整備事業、県港湾事業負担金

○鉄道施設は、災害時において、避難活動や救護活動、緊急支援物資等の輸送や復旧活動等を支える交通手段であることから、鉄道軌道事業者等と連携し、鉄道施設の安全性向上に資する設備の機能向上や長寿命化を促進する。(再掲)【庶務班：政策推進課】

○港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画(BCP)を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。(再掲)【港湾班：水産港湾課】

○大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。【本部事務局：総務課】

○橋りょうやトンネル等の道路構造物について、定期的に点検を行うとともに、損傷が軽度なうちに修繕を行う等、計画的な老朽化対策を実施する。(再掲)【建設班：建設課】

主な事業//道路ストック長寿命化事業

○港湾施設や漁港施設、海岸保全施設等について、定期的に点検を行うとともに、長寿命化計画を策定し、計画的に老朽化対策を進める。(再掲)【港湾班：水産港湾課】

主な事業//港湾施設等老朽化対策事業、水産基盤整備事業、農山漁村地域整備交付金

○津波により、コンテナ等の貨物や船舶・漁具等が流出し、道路・航路の通行・航行に支障を来す可能性があることから、これらの流出対策を行う。(津波漂流物対策、放置艇対策)【港湾班：水産港湾課】

6-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了した橋梁数(再掲)	0 橋	62 橋 (R5 年度)	市
○長寿命化計画に基づき修繕工事が完了したトンネル数(再掲)	0 箇所	2 箇所 (R5 年度)	市
○大洲・八幡浜自動車道の供用延長(再掲)	2.3 km (H30 年度)	6.1 km (R4 年度)	県
○2次緊急輸送道路(国道378号(江戸岡交差点～西予市境間))の改良率(再掲)	69% (H30 年度)	73% (R2 年度)	県
○市線双岩南久米線の改良延長(再掲)	201m (H29 年度)	260m (R4 年度)	市
○市線大平高野地線の改良延長(再掲)	—	310m (R5 年度)	市
○市線高城名坂線の改良延長(再掲)	—	108m (R2 年度)	市
○市線真網代三瓶線の改良延長(再掲)	—	50m (R6 年度)	市
○市道末広線の改良延長(再掲)	—	80m (R6 年度)	市
○市道田浪線の改良延長(再掲)	—	120m (R6 年度)	市
○県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加(再掲)	1 回/年	1 回/年	県

○八幡浜港の耐震強化岸壁の整備（再掲）	0 バース	2 バース (R3 年度)	市
○港湾施設の長寿命化計画の策定（再掲）	55% (H30 年度)	100% (R2 年度)	市
○漁港施設の長寿命化計画の策定（再掲）	91% (H30 年度)	100% (R3 年度)	市
○漁港の業務継続計画（BCP）の策定（再掲）	—	R3 策定	市
○災害時応援協定締結数（再掲）	41 件	50 件/R3	市

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

○大規模災害時に、国や県、県内各市町の関係機関等と、迅速かつ的確な情報収集・伝達を行うため、災害に強いクラウドサービスを利用した災害に強い県防災通信システム等の充実を図るとともに、本市基幹システムのクラウド化やAI等新技術の導入等情報処理・収集・共有機能の強化を図る。（再掲）

【本部事務局・庶務班：総務課】

主な事業//電子計算機処理業務（自治体クラウド）、東予管内通信回線再構築事業、スマートシティ構築トリアル事業（消防RPA）

○本市職員が不足する場合を想定し、他自治体から応援職員を受け入れる際の受援計画の策定を進める。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。（再掲）【港湾班：水産港湾課】

主な事業//県海岸保全施設管理事業、

○津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。（再掲）【港湾班：水産港湾課・下水道班：下水道課】

主な事業//県海岸保全施設管理事業、防災・安全交付金

○道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。（再掲）【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

○大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。（再掲）【本部事務局：総務課】

6-4 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	事業主体
○本市基幹システムのクラウド化(再掲)	—	R5(基幹系更新時)	市
○県災害情報通信システムの導入（再掲）	H27 導入	R2 更新	県
○本市受援計画の策定(再掲)	—	R3	市

○主な水門・ポンプ場等の耐震化率（再掲）	66.6% (R1 年度)	100.0% (R6 年度)	市
○主な水門・ポンプ場等の電動化率(再掲)	43.8% (R1 年度)	100.0% (R6 年度)	市
○災害時応援協定締結数(再掲)	41 件	50 件/R3	市

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 市街地火災、海上・臨海部の広域複合災害、建物倒壊による交通麻痺等の大規模な二次災害の発生

○大規模災害の拠点となる庁舎や消防施設等における通信基盤や非常用電源等ライフラインの電線地中化等により確保対策を進める。(再掲)【本部事務局：総務課・消防部：消防本部・建設班：建設課】

主な事業//消防救急デジタル無線・緊急通信指令システム整備事業、ネット 119 緊急通報システム整備事業

○本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○消防職員、消防団員の訓練を充実させるとともに、他機関等と連携した各種訓練等を実施することにより災害対応能力を向上させる。(再掲)【本部事務局：総務課・消防部：消防本部】

○県内各地で同時に発生することが想定される地震火災や津波火災に迅速に対応するため、消防の広域連携体制の充実と継続的な訓練を実施する。(再掲)【本部事務局：総務課】

○消防職員の資質向上を目的とした火災予防査察業務等推進事業を継続実施するとともに自衛消防隊等との合同訓練を実施し、防災・減災対策の充実強化を図る。【消防部：消防本部】

○災害時の火災に備え、消防資機材や消防車両、耐震性貯水槽等を整備する。(再掲)【消防部：消防本部】

主な事業//消防水利整備事業、消防車両等整備事業、消防資機材整備事業、消防団装備整備事業

○本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。【建設班：建設課】

主な事業//住宅・建築物安全ストック形成事業

○耐震化等防災対策にあたっては、学校施設や社会福祉施設、医療施設、公営住宅等の多数の人が利用する施設はもとより、教育施設や消防施設、体育施設等の本市施設についても、災害時には災害対策の拠点や避難所になる等、防災拠点として重要な役割を果たすことから、耐震化等施設の充実を図る。(再掲)

【財政会計班：財政課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課、生涯学習課】

主な事業//小中学校校舎改築・長寿命化事業、小中学校屋外トイレ改修事業、八幡浜児童館整備事業、児童館管理運営事業、認定こども園整備事業、保育施設整備助成事業、福祉センター管理運営事業、体育館改修・整備事業、公民館等耐震改築・長寿命化事業、公民館管理運営費、消防団拠点施設整備事業、文化活動センター新築事業、支所庁舎管理費、公営住宅等長寿命化事業

○地震発生時等における市街地の火災延焼を防止するため、防火地域・準防火地域の指定を推進するとともに、木造住宅密集市街地において市街地整備事業や街路整備等の実施日頃から、市民への意識啓発等を進めることにより、防火体制の向上を図る。(再掲)【建設班：建設課】

○避難場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場となる公園緑地の整備を進めていく (再掲)【建設班：建設課】

主な事業//公園・緑地事業

○帰宅するために必要な交通インフラを早期に復旧するため、関係機関や事業者等と連携し、道路や港湾鉄道等の早期復旧のための計画や体制を整備する。(再掲)【建設班：建設課】

○災害により不通となった道路を、災害対応の優先度に応じて効率的に啓開していくために策定した「愛

媛県道路啓開計画」に基づき、訓練や定期的な見直し等を行い、計画の実効性を高めていくとともに、道路啓開に必要な装備資機材の充実や、情報収集・共有等の体制整備を進める。(再掲)【建設班：建設課】

○建物の倒壊等により緊急輸送道路等が閉塞することがないように、沿道建築物の所有者等に対し、耐震化の必要性について周知を図るとともに、耐震改修促進法に基づく指導、助言、指示を行う。(再掲)【建設班：建設課】

主な事業//通行障害既存耐震不適格建築物耐震化促進事業

○災害時には、自動車の民間プローブ情報等を活用し、迅速な道路交通情報の把握に努める。(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//防災行政無線デジタル化事業

○発災後、速やかに緊急車両等の通行経路を確保するため策定した広域的な交通規制計画について、関係機関等と訓練等を通じて実効性の向上を図るとともに、緊急通行車両事前届出制度等の適切な運用に努める。(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。(再掲)【農林商工班：農林課】

○地区防災計画制度の普及・啓発等により、地域の自発的な地区防災計画策定を促す。(再掲)【本部事務局：総務課】

○地震や津波によるLPガス等の放出による延焼を防止するため、ガス放出防止装置等の設置を促進する。(再掲)【消防部：消防本部】

○津波により、コンテナ等の貨物や船舶・漁具等が流出し、道路・航路の通行・航行に支障を来す可能性があることから、これらの流出対策を行う。(津波漂流物対策、放置艇対策)【港湾班：水産港湾課】

7-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○庁舎や消防署、市指定避難所における非常用電源（発電機含む）の設置率（再掲）	81% 避難所 65/80	R5：避難所 100%	市
○無電柱化の推進（JR 八幡浜駅～八幡浜港 道路延長 1.55 k m）（再掲）	—	インフラ緊急点検 1.1km (R1～R2)	県
○無電柱化の推進（八幡浜港～八幡浜 IC 道路延長 1.7 k m）（再掲）	—	—	県・市
○本市受援計画の策定（再掲）	—	R3 作成予定	市
○他機関との合同訓練の回数（再掲）	—	1 回/年	市
○緊急消防援助隊・県内応援における訓練回数（再掲）	1 回/年	1 回/年	市
○愛媛県消防防災航空隊との合同訓練回数（再掲）	1 回/年	1 回/年	市
○危険物施設等への立入検査回数	35 件/年	35 件/年 事業所 3 年サイクルで 実施	市
○消防力の整備指針に基づく消火資機材（ポンプ車等）の平均充足率（再掲）	15 台 100%	15 台 100%	市
○消防車両整備計画に基づく整備率（再掲）	31 台 100%	31 台 100%	市
○耐震性貯水槽の整備基数（再掲）	-	3 箇所	市

○住宅耐震化率（再掲）	64.2% (H25年度)	80% (R2年度)	市
○公立小中学校（非木造）の耐震化率(再掲)	97.60%	100%	市
○市営住宅の耐震化率(再掲)	88.73%	94.36%	市
○児童福祉施設等の耐震化率(再掲)	72.72%	100%	市
○都市計画区域内の住民一人当たりの都市公園面積(再掲)	7.3 m ² /人 (H30年度)	10.0 m ² /人 (R6年度)	市
○緊急避難路等が指定された後、通行障害既存不適格建築物の耐震診断にかかる費用の補助を実施（再掲）	—	20件 (R6年度)	市
○県 AI 活用災害分析システム利用検討会への参加(再掲)	1回/年	1回/年	県
○県総合防災訓練への参加(再掲)	1回/3年	1回/年	市
○長寿命化計画に基づく都市公園（平家谷公園）の再整備	—	1園 (R3～R6)	市
○太陽光発電設備を整備し、高効率空調やLED照明による省エネルギー化を図る(再掲)	未設置	庁舎100%整備	市
○電力供給停止時において72時間稼働可能な非常用電源、蓄電池等の整備(再掲)	28時間稼働	72時間稼働	市

7-2 ため池、防災インフラ等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

- 幼稚園や保育園、こども園において、園児及び教職員が災害に対応できるよう、幼年消防クラブ活動等を通じ火災予防の啓発や防災教育、防災訓練を実施する。(再掲)【福祉班：子育て支援課】
 - 小学校では少年消防クラブ活動、中学校では救命入門コース等、小中学校において、発達の段階に応じた防災教育等の充実に努めるとともに、教職員の防災士資格の取得による指導力の向上を図る等、地域と学校が連携を強化し地域の防災士と協力し地域防災力の向上を積極的に推進する。(再掲)【本部事務局：総務課・福祉班：子育て支援課・教育班：学校教育課】
 - 堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。(再掲)【港湾班：水産港湾課】
- 主な事業// 県海岸保全施設管理事業
- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。(再掲)【建設班：建設課・農林商工班：農林課】
- 主な事業//がけ崩れ防災対策事業、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金
- 大規模地震や集中豪雨により深層崩壊や地滑り等が発生し、天然ダム等が形成された場合等、湛水やダム決壊による二次災害の発生を防止するため、市民に迅速に避難情報を提供する体制を整備する。(再掲)【本部事務局：総務課】
 - 災害関連情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線による伝達をはじめとして、全国瞬時警報システム（Jアラート）、Lアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、エリアメール・SNS等伝達手段の多様化を図るとともに、今後も、情報インフラの環境変化等に応じ、新たな手段を検討する。(再掲)【本部事務局：総務課】
- 主な事業//災害情報伝達設備強化支援事業(県)、防災行政無線デジタル化事業
- システム等の運用にあたっては、定期的な検証や点検、訓練の実施等を通じ、情報伝達の確実性を高めていくとともに、国や県、報道機関等と連携し、確実に市民まで必要な情報を伝達できる体制を構築する。

(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○大規模地震や台風・豪雨等により決壊し、下流の人家等に影響を与えるリスクのため池等農業用施設について、耐震対策や洪水対策等を図るとともに、排水機場や一定規模以上の農道橋等についても、耐震対策を推進する。(再掲)【農林商工班：農林課】

主な事業//ため池等整備事業、ため池豪雨災害緊急対策事業、農業水利施設ストックマネジメント事業、かんがい排水事業、湛水防除事業、農業用排水路整備事業

○ため池が決壊した場合に下流住民の安全を確保するため、浸水被害想定区域図やハザードマップを作成する。(再掲)【農林商工班：農林課】

主な事業//農村地域防災減災事業(ため池ハザードマップ作成事業)

○森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。(再掲)【農林商工班：農林課】

主な事業//治山事業

○森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能(土砂災害防止、洪水緩和等)が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。(再掲)【農林商工班：農林課】

主な事業//治山事業

○施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。(再掲)【農林商工班：農林課】

○市民への啓発や訓練等を通じ、関係機関が連携して、土砂災害等に対する地域防災力を向上させる。

(再掲)【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)【建設班：建設課】

主な事業//住宅・建築物安全ストック形成事業

7-2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○幼年消防クラブを結成している幼稚園や保育園、こども園の割合(再掲)	全保育所・幼稚園 100%	全保育所・幼稚園 100%	市
○防災教育に地域と共に取り組んでいる小中学校の割合(再掲)	17校/17校	17校/17校	市
○少年消防クラブを結成している小学校の割合(再掲)	4校/12校	6校/12校	市
○救命入門コースを受講している中学校の割合(再掲)	3/5校	5/5校	市
○大規模氾濫に関する減災対策協議会の設置	100%	100%	市
○市防災メールの登録者数(再掲)	2,310人	R3/5,000人	市
○ため池浸水想定区域図等の策定(再掲)	H25策定	—	市
○住民主体の説明会・防災訓練の開催回数(再掲)	年1回	年1回	市

7-3 原子力発電所の方が一の事故等による有害物質の拡散・流出

○平時から事業者の有する有害物質の保管状況等の把握と適切な指導を行うほか、防災資機材及び事故発生を

想定したマニュアルの整備を働きかける。【本部事務局：総務課】

- 有害物質の拡散防止や施設の損傷防止のため、外部からの電力供給遮断時、機器の異常停止等原因別の対応手順を策定し、場合別の手順を確認すると共に訓練を繰り返し行う。【環境市民班：生活環境課】

主な事業//ごみ収集運搬事業、南・北環境センター管理運営事業、環境対策費、鉱害防止事業(2) 伊方原子力発電所の安全・防災対策の強化

- 原子力発電所の方が一の事故に備え、訓練や研修に参加する等原子力防災対策の一層の充実強化を図る。

【本部事務局：総務課】

- 伊方原子力発電所の安全規制については、原子炉等規制法等の関係法令に基づき国が一元的に行っているが、県との覚書により、意見を述べることのできる本市は、市民の健康と安全を守る立場から、環境放射線等の監視や発電所への立入調査を行うとともに、発電所で発生した正常状態以外の全ての異常事態の通報連絡を求め、県がランク分けして公表するなどしており、今後も、引き続き市民に対する適時的確な情報提供に努める。【本部事務局：総務課】

- 原子力発電所の安全対策と並行し、万が一の事故に備え、地域防災計画（原子力災害対策編）や広域避難計画を策定したほか、平成 27 年 10 月には、国の原子力防災会議において関係省庁や周辺県等と連携して策定した伊方地域の緊急時対応が了承されるとともに、それらの計画に基づいて実践的な訓練を行ったところであり、今後も、訓練の検証結果を次年度以降の訓練や計画の改定に反映するなど継続的な改善を重ねることにより、原子力防災対策の一層の充実強化を図る。【本部事務局：総務課】

7-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○原子力防災訓練への参加	1 回/年	1 回/年	市

7-4 農地、森林等の被害

- 災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する。【農林商工班：農林課】

主な事業//地籍調査事業

- 大規模土砂災害に備え、国や県等と連携して、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止等の土砂災害防止施設の整備を行う。(再掲)【建設課：建設班・農林商工班：農林課】

主な事業//がけ崩れ防災対策事業、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金

- 農地や農業水利施設、ため池等について、地域の主体性・協働力を活かし、地域コミュニティ等による施設等の適切な保全管理や、自立的な防災・復旧活動等の体制整備を推進する。【農林商工班：農林課】

- 森林の適正な管理・保全を図るため、地形・植生状況等や保全対象を評価し、崩壊や土砂災害の危険性の高い地域から、森林整備等山地災害防止対策を着実に進める。(再掲)【農林商工班：農林課】

主な事業//治山事業

- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を徹底した上で、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。(再掲)【農林商工班：農林課】

主な事業//鳥獣被害防止総合対策事業

- 森林が有する多面的機能を維持するため、地域コミュニティ等と連携して、森林保全活動や森林環境教育を推進する。(再掲)【農林商工班：農林課】

主な事業//森林・山村多面的機能発揮対策事業

- 森林の荒廃等により、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれることにより、山地災害の発生リスクの高まりが懸念されることから、適切な間伐等による森林整備や地すべり防止事業、治山事業等、効果的な山地防災対策を着実に進める。(再掲)【農林商工班：農林課】

主な事業//治山事業

- 地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設、森林等の地域資源の適切な保全管理を進め、災害時に自立的な防災・復旧活動が行われるよう地域資源を活用した都市と農村の交流等による地域コミュニティの維持・活性化を促進する。(再掲)【農林商工班】
- 施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。(再掲)【農林商工班：農林課】

7-4 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○地籍調査実施率	R1 年度末 96.32%	R6 年度末 100%	市

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復興の大幅な遅れ

- 本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。(再掲)【建設班：建設課】

主な事業//住宅・建築物安全ストック形成事業

- 地震や津波等により発生した廃棄物を迅速に処理するため、「八幡浜市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害廃棄物の処理体制を構築するとともに、必要となる施設や資機材等の整備を図る。【環境市民班：生活環境課】
- 「八幡浜市災害廃棄物処理計画」の策定に合わせ、本市で同計画を策定するための具体的な手順等を示した「八幡浜市災害廃棄物処理計画策定ガイドライン」を作成し、県と連携した災害廃棄物処理の体制を整備する。【環境市民班：生活環境課】
- 災害時の廃棄物を速やかに処理するため、廃棄物処理関係団体等と、災害時における廃棄物処理の協力に関する協定の締結を推進する。【環境市民班：生活環境課】
- 大規模災害に伴う大量の災害廃棄物が発生することを想定し、災害廃棄物を仮置きするためのストックヤードを確保する。【環境市民班：生活環境課】
- 道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

8-1 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○住宅耐震化率 (再掲)	64.2% (H25 年度)	80% (R2 年度)	市
○本市災害廃棄物処理計画の策定	見直し (R1 年度)	見直し (R2 年度)	市
○本市災害廃棄物処理対策マニュアルの策定	未策定	策定 (R2 年度)	市
○災害時におけるごみ等に係る協定締結数	1 件 (R1 年度)	3 件 (R3 年度)	市
○災害廃棄物の仮置場の設定 (面積確保率)	25%	50%	市

	(H30 年度)	(R3 年度)	
--	----------	---------	--

8-2 人材不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如、地域コミュニティの崩壊等により復興できなくなる事態

○本市職員（消防等も含む）・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避するため、国や他自治体からの支援を円滑に受けるための体制を整備する。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//防災事業

○道路啓開・航路啓開、除雪作業、迅速な復旧復興、平時におけるインフラメンテナンス等を担う地域に精通した建設業の技能労働者等民間の人材の確保・育成を図る。（再掲）【建設班：建設課】

○大規模災害時における道路啓開等の復旧復興を迅速に行うためには、建設業者の協力が不可欠であることから、各種建設関係団体等と締結している災害時の応援協定が、有効に機能するよう実効性を高める。（再掲）【本部事務局：総務課】

○防災、ボランティア等、地域を守る組織、団体の主体的な活動について、後方支援や交流の場の充実・拡大等により促進する。【福祉班：社会福祉課】

主な事業//社会福祉協議会管理運営事業

○社会福祉協議会やボランティア団体と連携し、災害ボランティアコーディネーターや災害ボランティアの育成に努めるとともに、災害ボランティアセンター設置訓練等を継続して行う等、災害ボランティアを適切に受け入れる体制を整備する。【福祉班：社会福祉課】

主な事業//ボランティア設置事業

○地域が迅速に復旧復興するためには、地域におけるコミュニティの力が重要となることから、自主防災組織や消防団等を中心に、地域住民や学校、事業所等が協力し、ハザードマップの作成や防災訓練、防災教育等を通じ、防災分野における地域コミュニティの活性化を図る。（再掲）【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。【庶務班：政策推進課】

○円滑かつ迅速な復興を図るため、他市町の動向を見極めつつ事前の復興方針の策定等について検討していく。【本部事務局：総務課】

○農業協同組合や漁業協同組合等と連携し、災害対応力強化に向けた生産基盤の整備等を進めるとともに、後継者の確保・育成や経営の効率化などを促進し、持続可能な生産体制を構築する。【農林商工班：農林課・港湾班：水産港湾課】

○人口が減少している地域等においては、災害により住民が流出し、復旧が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を推進する。【港湾班：水産港湾課】

8-2 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○本市受援計画の策定(再掲)	—	R3 作成予定	市
○災害時応援協定締結数 (再掲)	41 件	50 件/R3	市
○災害ボランティアコーディネーター研修会への参加	1 回/年	1 回/年	市
○災害ボランティア講座の開催	1 回/年	1 回/年	市
○災害ボランティアセンターに関する災害時対応訓練の実施	1 回/年	1 回/年	市

○住民主体の説明会・防災訓練の開催回数(再掲)	年1回	年1回	市
○災害ボランティアセンターに関する災害時対応訓練の実施	未実施	1回/年	市
○八幡浜市社会福祉協議会災害対応マニュアル	H20.7策定済	100%	市

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化の衰退・損失

○石垣等も含め、文化財の被害を最小限にとどめるために耐震化等防災対策を進める。(再掲)【教育班：生涯学習課】

主な事業//文化財保護事業

○博物館等（歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を小限にとどめる。(再掲)【教育班：生涯学習課】

○博物館等の展示物・収蔵物のほか、各地の有形・無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく。(再掲)【教育班：生涯学習課】

○文化財の被害に備え、それを修復する技術の伝承を推進する。【教育班：生涯学習課】

○施設の設置・改修の際には、自然環境の持つ防災・減災機能をはじめとする多様な機能を活かす「グリーンインフラ」としての効果が発揮されるよう考慮しつつ取組を推進する。(再掲)【農林商工班：農林課】

○人口が減少している地域等においては、被災により住民が流出し、復興が困難となる可能性があることから、地域の担い手として必要な人材確保のため、地域外からの移住を促進する必要がある。(再掲)【庶務班：政策推進課】

8-3 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○文化財の耐震化率（再掲）	6%（1件/15件）	46%（7件/15件）	市
○展示・収蔵方法を見直した博物館の割合（再掲）	50%（1施設/2施設）	100%（3施設/3施設） R2年度新施設開館	市
○目録等の作成割合（再掲）	50%	90%	市

8-4 事業用地の確保ができない事態、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備遅延や長期浸水の発生等による復興の大幅な遅れ

○本市における住宅・建築物等の耐震化率は、住宅 64.2%(H27)、特定建築物 70.5%(H27) と全国水準を下回っていることから、各補助制度を活用した支援や普及啓発活動等を県と連携して実施することにより、住宅・建築物の耐震化を一層促進する必要がある。【建設班：建設課】

主な事業//住宅・建築物安全ストック形成事業

○あらかじめ仮設住宅の建設予定地を選定する等の事前準備を進める。【本部事務局：総務課】

○仮設住宅を建設・提供する際には、ペットの受け入れ、飼育について検討する。【本部事務局：総務課】

○住宅の一部を被災した方が、速やかに自邸での生活に戻れるよう、住宅の応急修理に関する協定を締結する。【本部事務局：総務課】

○災害後の円滑な復旧復興を確保するため、地籍調査等を推進し、土地境界等を明確化する。(再掲)【農林商工班：農林課】

主な事業//地籍調査事業

○地図情報・防災情報等の多様な地理空間情報を平時から整備・更新するとともに、それらの情報を提供・管理できるプラットフォームを構築して災害にも活用する。(再掲)【農林商工班：農林課】

主な事業//農村地域防災減災事業（ため池ハザードマップ作成事業）

○堤防・護岸・水門等の海岸保全施設等については、最大クラスに比べ津波高は低いものの発生頻度の高い津波（レベル1津波：概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度）を対象として、堤防・護岸の嵩上げや耐震化、液状化対策等を、県と連携し、計画的かつ着実に進める。（再掲）【港湾班：水産港湾課】

主な事業//県海岸保全施設管理事業

○港湾や漁港が被災した場合においても速やかに復旧できるよう、関係者を巻き込んだ業務継続計画（BCP）を策定するとともに、関係機関が連携して訓練を行い、必要に応じて見直し等を実施する等、計画の実効性を高める必要がある。（再掲）【港湾班：水産港湾課】

○長期湛水が見込まれる地域において、地震や津波、洪水・高潮等による浸水や湛水を防ぐため、排水ポンプ車を保有している機関や事業者等と連携して訓練を行う等、早期に浸水や湛水を解消するための排水対策を推進する。【下水道班：下水道課】

○堤防・護岸・水門等の海岸保全施設や、河川堤防や水門、樋門等の河川管理施設等について、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、被災箇所を迅速に補修・復旧する体制を整備する。

（再掲）【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課・下水道班：下水道課】

主な事業//下水道ストックマネジメント事業（防災・安全交付金）、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業

○港湾施設や河川施設の維持管理については、大規模地震や風水害に備えるため、地震と台風等複合災害による被害の拡大を防ぐため、港湾や河川に堆積した土砂の撤去を行うとともに、県と連携し、計画的かつ着実に進める。（再掲）【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課】

主な事業// 県海岸保全施設管理事業、河川改修事業

○津波到達前における確実な水門等の閉鎖と、操作員の安全の確保を図るため、護岸開口部の閉鎖・閉塞対策や陸閘の改修等を行うとともに、操作時間の短縮を図るため水門・樋門の自動化・電動化を図る。（再掲）【建設班：建設課・港湾班：水産港湾課・下水道班：下水道課】

主な事業// 県海岸保全施設管理事業、防災・安全交付金

○大規模浸水に備え、雨水ポンプ場、雨水貯留管等の排水施設の整備を推進する。（再掲）【建設班：建設課・下水道班：下水道課】

主な事業//防災・安全交付金、雨水ポンプ場整備事業、農村地域防災減災事業

○高潮・波浪等による被害の拡大を防ぐため、既存施設の機能保全・強化を図りつつ、海岸保全基本計画に基づき海岸整備を推進する。（再掲）【港湾班：水産港湾課】

主な事業//県海岸保全施設管理事業、農山漁村地域整備交付金、海岸保全施設整備事業

○南海トラフ巨大地震の津波により 30cm 以上の浸水が想定される区域で、一定の施設や事業を管理・運営する事業者において、南海トラフ地震防災規定を踏まえた消防計画を作成することにより、津波から利用客や従業員が円滑に避難できるよう、規定の作成指導を引き続き行っていく。（再掲）【本部事務局：総務課】

○津波からの避難を確実にを行うため、防災説明会等において県地震被害想定調査における津波浸水想定周知や防災マップや液状化マップ等の説明を通じて、津波からの早期避難の徹底に努める。（再掲）【本部事務局：総務課】

○大規模水害時における避難を円滑かつ迅速に行うため、内水・洪水・高潮ハザードマップや浸水想定区域図等の作成・公表を進めるとともに、水防団や防災関係機関と連携して水害対策訓練を実施する等、地域の防災力を高める。（再掲）【本部事務局：総務課】

○地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、防災説明会等で啓発を図る。【本部事務局：総務課】

主な事業//自主防災組織育成事業

○県地震被害想定では、津波により最大の 770 人の死傷者が出る想定となっていることから、堤防の管理者である県に対して、堤防の耐震化又は耐震診断の実施とそれによる被害想定の見直しによる県民・市民の安全性を確保するよう継続して求めていく必要がある。(再掲)【本部事務局：総務課】

8-4 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○住宅耐震化率 (再掲)	64.2% (H25 年度)	80% (R2 年度)	市
○地籍調査実施率 (再掲)	R1 年度末 96.32%	R6 年度末 100%	市
○ため池浸水想定区域図等の策定 (再掲)	H25 策定	—	市
○雨水排水用樋門・水門の設置基数 (再掲)	32 基	35 基	市
○汚水処理水放流用樋門・水門の設置基数 (再掲)	3 基	3 基	市
○主な水門・ポンプ場等の耐震化率 (再掲)	66.6% (R1 年度)	100.0% (R6 年度)	市
○主な水門・ポンプ場等の電動化率 (再掲)	43.8% (R1 年度)	100.0% (R6 年度)	市
○雨水ポンプ場計画能力整備率 (再掲)	50%	50%	市
○漁港の業務継続計画 (BCP) の策定 (再掲)	—	R3 策定	市
○消防計画の提出数 (再掲)	97%	100%	市
○防災マップの作成・配布 (再掲)	H28	—	市
○千丈川洪水ハザードマップの作成(再掲)	H28 作成	—	市
○喜木川洪水ハザードマップの作成 (再掲)	—	R2 作成予定	市
○高潮浸水想定ハザードマップの作成 (再掲)	—	R2 作成	市
○住民主体の説明会・防災訓練の開催回数(再掲)	年 1 回	年 1 回	市
○下水道による都市浸水対策達成率 (再掲)	60%	65%	市
○下水道ストックマネジメントの取組 (再掲)	下水道施設全体	第 1 期事業 (R 元~R5)	市

8-5 風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による地域経済等への甚大な影響

○災害発生時における地理的な誤認識や消費者の過剰反応等の風評被害等を防ぐため、関係機関等から正確な情報の収集に努めるとともに、必要な情報を適切な媒体により、迅速かつ的確に発信する。

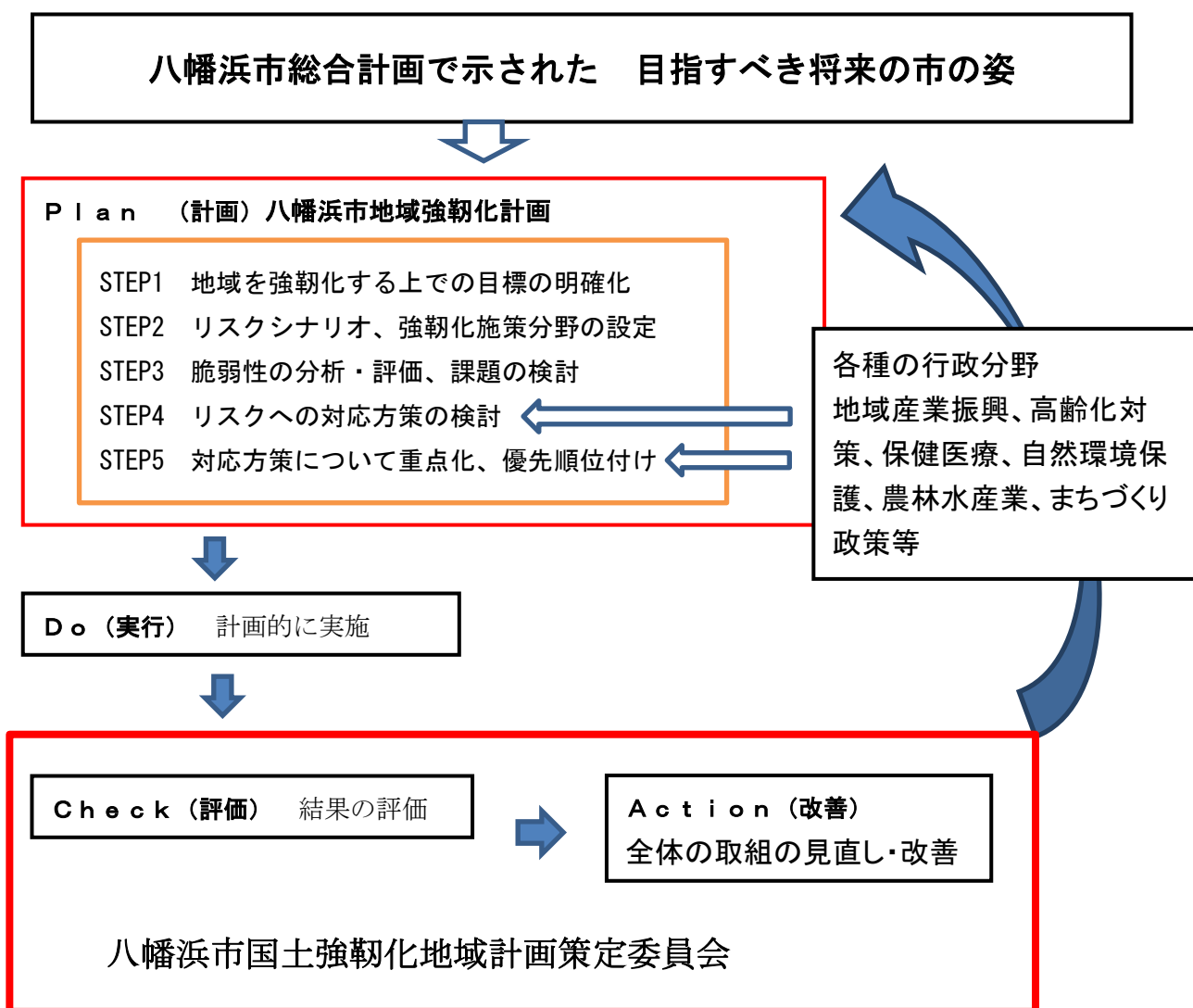
【本部事務局：総務課】

8-5 重要業績指標

指 標	現状値	目標値	実施主体
○本市危機管理における個別マニュアル数	0	45	市

第2節 計画の推進と不断の見直し

地域強靱化の施策を総合的・計画的に推進するため、本計画策定のために設置した「八幡浜市国土強靱化地域計画策定委員会」において、毎年度、前節で設定した重要業績指標(KPI:Key Performance Indicators)を活用して、第1章第6節に掲げる「PDCA サイクルの徹底」及び「脆弱性の評価」を行い、本計画の実効性の確保に努める。



《別紙》用語解説

○アンブレラ計画【P2】

傘(アンブレラ)のように、既存の関連計画を包含し、これら計画の指針となる計画である。

○EMIS(広域災害救急医療情報システム【P35,36,37,71,72,73,74,76,78】)

災害時に、都道府県を越えて医療機関の稼働状況などの災害医療情報をインターネット上で共有し、被災地域における適切な医療・救護に関わる情報を集約・提供するシステムである。

○Lアラート(災害情報共有システム)【P19,28,38,39,45,52,57,79,80,93】

地方自治体が発信する避難勧告や避難所の開設状況等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムである。

○緊急消防援助隊【P77,92】

消防組織法に基づき、国内における大規模災害や特殊災害の発生に際し、被災地の都道府県内の消防力では対処できない場合に、消防庁長官の要請又は指示により出動し、人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施することを任務とする、全国の消防機関による相互応援組織である。

○災害派遣医療チーム（DMAT）【P30,58,73】

災害派遣医療チーム（DMAT）は、「Disaster Medical Assistance Team」の略で、医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね 48 時間以内）の活動を担う。

○サプライチェーン【P13,18,19,21,32,34,37,39,40,41,64,69,76,81,82,83,84】

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、鎖としてつながっている一つの連続したシステムとして捉えた名称である。

○事業（業務）継続計画（BCP）【P14,18,21,22,24,32,34,36,37,39,40,41,43,49,54,64,66,69,72,75,76,77,81,82,83,84,87,88,89,99,100】

事業（業務）継続計画（BCP）とは、「Business Continuity Plan」の略で、企業等においては事業継続計画、行政等においては業務継続計画と呼ばれる。

企業等においては、災害時に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合には、目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業等を守るための経営戦略のことであり、計画に基づき、バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替等の対策を実施する。なお、ここでいう計画とは、マネジメント全般を含むニュアンスで用いられており、マネジメントを強調する場合は、BCM（Business Continuity Management）とする場合もある。

一方、行政等においては、災害時に、行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めておく計画を業務継続計画と呼んでいる。

○重要業績指標（KPI）【P49,101】

重要業績指標（KPI）は、「Key Performance Indicators」の略で、目標の達成度合いを計る定量的な指標のこと。現況を指し示す様々な指標の中から、進捗を表現するのに適していると思われるものを選択して、継続的に測定・監視し、その指標を向上するための改善等を行っていく。

○道路啓開【20,21,31,42,43,44,47,62,87,88,89,90,91,96,97】

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送等を行うための緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理や簡易な段差修正等を行うことにより、救援ルートを開けることである。

○内水（ないすい）【P22,23,24,27,31,35,42,49,52,62,64,72,73,86,87,100】

河川について、堤防を境界として、人が居住する外側（河川側）を堤外地、居住する側を堤内地と呼んでおり、河川の水を外水、外水の氾濫によって水害が生じた場合を外水氾濫と呼び、河川に関わりなく排水が追いつかないために水が敷地内にあふれた水を内水、内水の氾濫によって水害が生じた場合を内水氾濫と呼ぶ。

○南海トラフ巨大地震【P2,9,10,11,12,18,28,48,57,99】

南海トラフ沿いで発生するM8～9のプレート境界地震で、これまで100～150年周期で繰り返し発生して

いる。

このうち、最新の科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低い、ひとたび発生すれば甚大な被害をもたらすものを、特に「南海トラフ巨大地震」という。

○ハザードマップ【P21,23,24,27,29,31,32,33,45,47,49,52,53,56,58,62,63,64,65,66,73,87,93,97,99,100】

各地域における状況に合わせ、地震や土砂災害、浸水等の自然災害による被害を予測し、避難等の情報を地図化したもの。予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が既存の地図上に図示されている。

○防災士【P15,24,25,27,29,30,32,38,45,50,53,56,58,60,61,63,64,79,93】

自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを、特定非営利活動法人「日本防災士機構」が認証した人である。

○リスクコミュニケーション【P14,22】

特に防災では、自治体、防災関係機関、防災専門家、民間事業者、自主防災組織、住民等の関係者が、大規模自然災害等のリスクに関する情報を共有し、相互に意思疎通を図ることである。

○陸閘（りっこう）【P16,28,43,48,57,89,99】

河川や海岸線における堤防・防潮堤等において、通常時は生活のため通行出来るよう、途切れさせている施設のことである。増水や津波・高潮時には、ゲート等により塞ぎ、暫定的に堤防の役割を果たす。